

北海道議會時報

特集 第四回定例道議會

第 10 卷 第 1 号

昭 和 33 年 1 月



北海道議會事務局

一 第 1 号 目 次 一

議会の動き

第四回定例道議会……………一

本 会 議……………二

決議・意見書……………一六

各派交渉会……………三三

常任委員会……………三三

特別委員会……………三六

予算特別委員会

総合開発調査特別委員会

請 願・陳 情……………五

資 料

第四回定例道議会の議決を経た条例の公布調……………四二

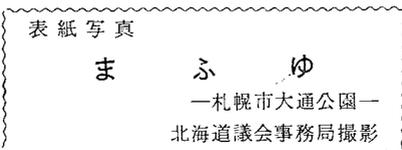
雑 録

地方行政疑義問答集……………四三

決算の認定について

図書室だより……………五〇

十二月のメモ





第四回定例道議会

- ① 第四回定例道議会は十二月十三日に招集され同日開会、会期を二十三日まで十一日間に決定、昭和三十二年度歳入歳出追加更正予算案等が上程され、知事外遊のため内海副知事より提案説明があつて、年末手当支給に関する条例案等十三件を委員会審査を省略して即決、十四日より二日間議案調査のため休会した。
- ② 休会明け十六日より代表質疑に入り、翌十七日をもつて代表質疑及び一般質疑を終了、直ちに予算特別委員会を設置、十八、十九の二日間休会して委員会審査が行われた。
- ③ 三十一年度道費歳入歳出決算は二十一日に提出、二十三日には決算特別委員会を設置して決算は次の会期まで閉会中継続審査とし、また常任委員の任期満了に伴う各常任委員会委員の選任並びに総合開発調査特別委員の全委員辞任に伴う同委員の選任を決定した。
- ④ 予算案及び関係議案は二十日いずれも原案可決、当初決定のとおり滞りなく十一日間の会期を終えて十二月二十三日閉会した。
- ⑤ 提出案件の処理状況次のとおり。

第四回定例道議会に知事から提出のあつた案件

提出月日	番号	件名	議事経過
二二、一三	一	昭和三十一年度北海道歳入歳出追加更正予算	一、二、一三 原案可決
	二	昭和三十一年度北海道林産物検査費歳入歳出追加更正予算	同
	三	昭和三十一年度北海道有林野事業費歳入歳出追加更正予算	同
	四	昭和三十一年度北海道印刷所費歳出更正予算	同
	五	北海道職員に対する昭和三十一年十二月における期末手当の支給に関する条例制定の件	同
	六	北海道学校職員の昭和三十一年十二月における期末手当の支給に関する条例制定の件	同
	七	北海道地方警察職員に対する昭和三十一年十二月における期末手当及び勤勉手当の支給に関する条例制定の件	同
	八	北海道知事等に対する昭和三十一年十二月における期末手当の支給に関する条例制定の件	同
	九	昭和三十一年度北海道歳入歳出追加更正予算	一、二、二〇 原案可決
	一〇	昭和三十一年度北海道恩給基金歳入更正予算	同
	一一	昭和三十一年度北海道学校職員恩給基金歳入更正予算	同
	一二	昭和三十一年度北海道農産物検査費歳入歳出追加更正予算	同
	一三	昭和三十一年度北海道林産物検査費歳入歳出追加更正予算	同

畑作改善指導費	百九十三万円
土壌改良事業費	五千三百五十五万円
道管軌道客土事業費	一千六百六十九万円
道管小規模土地改良事業費	一千万円
島松演習場補償事業費	三千二百四十八万円
耕地災害復旧費	一千五百五十二万円
開拓地農道補修費	八百二十九万円
治山事業災害復旧費	百二十八万円
木材糖化中間工事試験費	(減) 二千三百万円
浅海増殖振興費	八百二十六万円
北洋漁業開発費	三百万円
北海道大博覧会費補助	二千万円
中小企業振興対策費	二百九十三万円
貿易振興費	二百五十三万円
災害土木復旧費	一億七千九百十三万円
災害関連事業費	二百四十四万円
永久橋架換費	一千九百九十四万円
登別労働者保養所増改築費	九百万円
北海道労働会館維持管理費	四百十三万円
婦人保護対策費	三百三十万円
結核療養所費	四百四十九万円
徴税強化対策費	八百七十万円
歳末警戒並びに売春対策等の警察行政費	七百四十三万円

等でありまして、今回これらをそれぞれ追加計上いたした次第であります。

以上は普通会計の歳出の主なものを申し述べたのでありますが、これに見合う財源といたしましては、

国税の更正決定に伴う過年度に属する法人事業税等の道税の増収

地方譲与税	八千八百六十二万円
分担金及び負担金	四千八百八十五万円
	二千二十四万円

提出月日	番号	件名	議事経過
一一、一三	四三	道職員宿舍の購入に関する予算外義務負担の議決変更の件	一一、二〇 原案可決
	四四	標津郡標津村を町とするの件	同
	四五	上川郡当麻村を町とするの件	同
	四六	忍路郡稗谷村を廃しその区域を小樽市に編入するの件	同
	四七	昭和三十三年度北海濱歳入歳出追加予算	一一、一三 原案可決
	四八	北海道議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	同
	四九	北海道知事、副知事及び出納長の給料額及び旅費額並びにその支給条例の一部を改正する条例制定の件	同
	五〇	北海道特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件	同
	五一	北海道教育委員会教育長の給与に関する条例制定の件	同
一一、一六	五二	北海道公安委員会委員選任につき同意を求め	一一、一六 同意議決
	五三	北海道監査委員選任につき同意を求める件	同
提出月日	番号	件名	議事経過
一一、一三	一	専決処分報告の件	一一、二〇 承認議決
	二	専決処分報告の件	同
	三	専決処分報告の件	同

使用料及び手数料	一千四十六万円
国庫支出金	一億五千万円
寄附金	六千万円
繰入金	三百九十一万円
雑収入	一千七百四十五万円
道債	一億六千九百万円
合計	五億二千九百五十八万円

をもつて収支の均衡を図つた次第であります。

次に、議案第二十八号「開拓管農振興臨時措置法に基く開拓管農振興組合に属する営農改善開拓農家に対する営農改善資金の融通に伴う損失補償及び利子補給に関する予算外義務負担の件」は、本道開拓者の営農の安定を図るため開拓者管農振興臨時措置法に基く営農改善資金の融通に伴う損失補償とその利子補給に關する予算外義務負担を行おうとするものであり、議案第三十九号「北見市と常呂郡留辺蘂町との境界変更の件」は、新市町村建設促進法第二十七条の規定に基く町村合併調整委員会の調停が去る十一月九日成立し、且つまたこの地方の経済的社会的な住民生活の関連からいたしましてその境界変更を適当と認め提案いたしました次第であり、又議案第四十四号及び第四十五号の標津郡標津村及び上川郡当麻村をそれぞれ町とするの件につきましては、いづれも村議会満場一致の議決をもつて申請がありましたので、その実態を調査いたしましたところ町としての要件に合致いたしておりますので適当と認め提案いたしました次第であります。更に議案第四十六号の忍路郡塩谷村を廃しその区域を小樽市に編入するの件につきましては、経済、地勢、交通等各方面に亘つて密接な関連を有する両市村の合併によつて一層自治の伸展を図ろうとするものでありまして、調査の結果適当と認め提案いたしました次第であります。

次に議案第四十七号乃至第五十一号につきましては、本年度において一応財政収支の均衡を図り得る見とおしにあること及び一般職の給与改訂等の諸事情にかんがみ、北海道議会議員、北海道知事、副知事及び出納長並びに教育委員会委員長及びその他の特別職につきまして、その報酬又は給料額等について改訂を行ううとするものであり、又これに関連し所要の経費一千九百八十八万円を道税一千九百三万円と雑収入八十五万円等を見合いに追加計上いたしました次第であります。

同	四	専決処分報告の件	同
一、二、二〇	五	昭和三十一年度北海道各会計歳入歳出決算に關する件	一、二、二三 閉会中継続 審査
同	六	昭和三十一年度北海道歳入歳出決算に係る主要な施策の成果その他予算の執行の実績報告の件	同

議員から提出のあつた案件

提出月日	番号	件名	議事経過
一、二、二三	一	総合開発調査特別委員会調査経費に關する決議	一、二、二三 原案可決
意見案			
提出月日	番号	件名	議事経過
一、二、二二	一	義務教育諸学校施設費半額国庫負担法制定に關する意見書	一、二、二一 原案可決
同	二	日ソ漁業条約にもとづく漁業交渉に關する意見書	一、二、二三 原案可決
一、二、二三	三	日ソ近海漁業協定締結促進に關する要望意見書	同

請願・陳情

① 第四回定例道議会において各常任委員会に付託された請願、陳情並びに審査の結果はつぎのとおり。

以上は今議会提出案件の主なものについて申し述べた次第であります。なお詳細につきましては御質問に応じ御答え申し上げますのでよろしく御審議の程をお願い申し上げます。

○十二月十六日 午後二時二十五分開議、諸般の報告の後、議長より元道会議員深沢吉平君去る十二月十五日逝去につき弔詞を贈り哀悼の意を表した旨を報告、ついで日程を変更追加し、議案第五十二号及び第五十三号を議題に供し、内海副知事（知事職務代理）より、提案説明を聴取の後、委員会付託を省略して異議なく本案を同意議決、あらかじめ会議時間を延長の後、日程に入り、日程第一議案第九号ないし第四十六号、報告第一号及び第二号を議題に供し、通告の代表質疑に入り（大石議員（社）より、①最近における自民党、大蔵省の明年度予算編成方針に対する動きに関連して法人税、事業税などの減税、軽油引取税の国税移管並びに地方交付税率の引上げが明年度道財政に及ぼす影響、②道総合開発第二次五カ年計画による開発事業の大幅増加に伴う道費負担状況と道財政に及ぼす影響及びこれが道財政圧迫に対する緩和措置、③農業問題、特に連年の冷災害により被害を蒙っている中下層農家及び開拓農家の救済対策に関連して生産基礎条件の整備改善策、末利用農耕地の開発、耕土改良事業の推進とトラクターの更新対策、道有貸付牛制度復活に対する考え方、開拓入植者の生活安定に関連して長期低利資金貸付に対する見解、④木材糖化中間工業試験問題、特に追加予算で減額補正になつた国庫補助金の大幅削減に関連してその見通しが誤つた理由、事業計画変更に対する考え方、民間寄付金の追加計上に関連してこれが確保に対する確信及び寄付者並びにその金額と納期日、国庫補助金減額に伴う中規模プラント試験工程に及ぼす影響及び試験施設の概要、機械発注の状況、試験完成の見通し、⑤国の新長期経済計画と道総合開発計画の関連について、特に基準年度設定の喰い違いによる経済伸張率の較差に対する考え方、国の計画年度

文書 番号	件名	陳情者	委員・会託	審査 結果
514	陸上白衛隊の静内町海域射撃演習場使用指定反対の件	静内地区労働組合 協議会陸上白衛隊 射撃演習場阻止共 闘委員会代表議長 荒木重弘	水産	同
513	幌向村に高等学校（定時制課程）設置の件	幌向村長 笹太郎	文教林務	同
512	遊興飲食税納期日変更の件	道遊興飲食税納税 立原耕平	総務	同
511	日本水難救済会道支部に対し助成の件	支部長 松平武一	水産	継続審査
510	釧路教育会館移転改築の件	期成会長 那須野嘉治	文教林務	同
509	養老年金支給制度設定の件	鷹栖村老人会々々長 荒井連治	厚生	採択
508	ニセコ観光道路（倶知安口向）延長の件	倶知安町長 松実菱三	同	同
507	夕張川栗沢えん堤護岸災害復旧並びに砂利採取禁止区域拡大の件	栗沢土地改良区理 事長 佐井榮次郎	建設	同
506	基地産業として西カムにおける鮭鱈漁業の全面的開放の件	紋別漁業協同組合 長 吉沢孝作	水産	同
505	軽油引取税徴収手数料交付の件	道石油業協同組合 連合会長 山崎義平	総務	継続審査
854	私立短期大学に対し助成強化の件	日本私立短期大学 協会の松本生太	同	同
853	大旭川建設計画の推進に関する件	旭川市長 前野与三吉	委員・会託	審査結果

の変更による道開発計画の修正に対する所見及びこの取扱い方針、⑥教職員の勤務評定実施に対する見解等について質疑、副知事、教育長より答弁があつて、午後四時十三分散会。

○十二月十七日 午前十一時五十六分開議、諸般の報告の後、日程に入り、**日程第一議案第九号ないし第四十六号、報告第一号及び第二号**を議題に供し、代表質疑を続行、**福島議員（自民）**より、①農業問題特に道東地区の農業被害対策、被害農民の救済措置、現在までの農家負債の償還状況とその長期対策、自作農維持創設資金融資状況とその見通し、米麦代金の償還状況、負債償還の利子補給に対する考え方、冷害地区における救農土木事業実施状況、②中小企業の金融対策特に金融引締めによる年末の金融対策、信用保証制度の活用と資金源拡大措置、③教職員の勤務評定実施に対する見解及びその実施時期と実施要領、④木材糖化工業中間試験の明年度に繰越した中間試験の全容、全体計画の変更に対する考え方、減額補正の予算措置に関連して財源見通しの誤りと思うがその理由、民間寄付金の内容と今後の見通し、企業採算に対する考え方、企業化された場合の治山対策と植伐の均衡問題、⑤総合開発問題特に開発第二次五カ年計画の初年度である明年度の開発事業費大中増加に伴う道の負担能力とその限度及びこれに対する財政措置とその見込み額、⑥財政問題特に三十一年度決算の見込み違いに関連して短期間において道税収入が大巾に変動した理由、本年度の道財政収支の均衡を図り得る見通しがついたということに関連して今後の道税収入の見通し、前回において特別交付税の伸びを期待できないといながら今回追加計上の予算措置をした理由と年度末までの増額見通し、税外収入の伸びに対する見通し、今後の財政需要額、自動車取得税を三十三年度から廃止する考えの有無等について質疑があつて、午後零時四十六分一旦休憩、午後二時八分再開、副知事、教育長より答弁、**福島議員（自民）**より、道東地区の冷害対策、木材糖

870	869	868	867	866	865	864	863	862	861	860	859	858	857	856	855
合) 演習地誘致阻止の件(二件併)	函館水試支場におけるイカプロセス・チーズ中間企業化試験費予算化の件	新十津川町中徳富地区に軌道客土実施の件	胆振管内開拓地冷害対策の件	定期航路苦前(天売線)の船相建造に対し道費助成の件	藻琴山観光道路(仮称)新設の件	根室管内の農業災害に伴う土木事業実施の件	根室管内の農業災害対策の件	石狩管内における寒地農業確立対策の件	大樹町に国立農業試験場畑作研究施設設置方の件	畑作農業試験場を帯広市川西町に設置の件	農業試験場十勝支場並びに国立畑作農業試験場を芽室町に設置の件	網走、十勝管内災害用種核購入費助成の件	北海道衛生自治団体連合会事業に對し助成の件	療養中の生活医療保護患者に対する冬期救済の件(二件併合)	白仁町所在国有未開地を水源涵養地として存置の件
三石漁業協同組合 中村信吉	函館市長 吉谷一	新十津川町長 田薫	胆振開拓地区協議 会会長 賀長平	羽幌町長 渡部賢次郎	小清水町長 藤原教	同	根室支庁管内町村 会長 尾崎勇	石狩支庁管内町村 会長 藤輪早三郎	大樹町長 田繁一	帯広市長 吉村博	芽室町長 村捷三	北海道農業協同組 合中央会長 高橋龍雄之助	北海道自治団体連 合会長 竹内武夫	国立療養所旭川病 院患者自治会々々 折笠守徳長	山仁町西三川水利 組合 平川松雄
同	水産	同	農地開拓	同	同	建設	同	同	同	同	同	農務	同	厚生	農地開拓
同	継続審査	同	採択	同	同	継続審査	同	採択	同	同	継続審査	同	同	採択	同

化問題、総合開発事業費の増加に伴う道負担の限度、教職員の勤務評
定問題等について再質疑、副知事、総務部長、教育長より答弁、次に
二瓶議員（協ク）より、①財政問題特に三十一年度決算の内容、道財
政今後の見通し、期末手当〇・一五に対する国の財源措置とその見通
し、今後の財政需要額とその財源対策、退職手当に対する財政措置、
②本年度重点施策の推進について特にその進行状況と成果、政策予算
の過少に対する見解、③農業問題特に道東地方の冷害対策に関連して
救農土木事業の実施状況並びにその資金計画、救農事業の力所付けを
はじめ現地の実情と合わぬ面があるがこれの調整方法とその効果、財
政負担能力のない町村に対する単独起債承認の見通し、飯米代金償還
不能対策、来年度種もみの種子確保対策、天災融資法に基づく資金融通
の見通しと共済金年内支払の見通し、④寒地農業確立の特別立法促進
に対する熱意とこれの運動対策、⑤乳牛のブルセラ病防疫対策特に集
約酪農地域におけるシャージー牛の導入に関連して疑似患牛の隔離措
置とその方法、輸入検査の強化対策、殺傷処分した場合の補償対策、
検査費過少の問題と人員不足に対する補充強化策、輸送中若しくは隔
離中死傷した場合の補償と責任の所在、家畜共済金の支払と殺処分手
当支給の問題、⑥酪農振興の普及方策特に乳の共販体制確立方策、原
料乳の検査に関連して農家の庭先又は牛舎を取引場所として届出た場
合の許可方針、検査員の不足と検査業務の完遂に対する考え方、三十
三年度の原料乳検査予定数量と検査手数料収入の見積り等について質
疑、副知事より答弁、二瓶議員（協ク）より乳牛のブルセラ病対策、
原料乳検査の問題について再質疑、副知事より答弁があつて、代表質
疑を終結、ついで一般質疑に入り、山本議員（自民）より、①中小企
業の資金難打開方策特に道内各金融機関に対して貸出しを押し進める
意思の有無、道自身の中小企業に対する金融措置、信用保証協会の保
証のついたものに低利貸出を行うなどの慣習を伴うことに対する考え
方、中小企業団体の趣旨普及方法の具体的措置、②ウラン鉱の資源

886	885	884	883	882	881	880	879	878	877	876	875	874	873	872	871
道議会議員選挙区域改正の件	胆振支庁管内開拓農家冷害救農対策の件	道南地区農業改良普及員の増員の件	大樹町に漁港築設の件	旭川工業高校に自動車課程の設置及び寄宿舎建設の件	教育充実対策の件	義務教育諸学校施設費国庫負担法制定促進の件	道立養護学校設置の件	札幌育学校々舎建築促進方の件	小樽緑陵高校体育館改築の件	留萌市に道立公共職業補導所設置の件	標茶町労働会館設置につき道費補助の件	公衆浴場入浴料金中婦人洗髪料廃止の件	入浴料金改正の件	太平洋十市末端鮭鱈漁網漁業許可の件	基地産業として西カムにおける鮭鱈漁業の全面開放の件
北海道市長会長 高田 富与	胆振農民冷害克服 再生生産推進連合委 員会長 花田勝雄	函館市長 吉谷 一 次	大樹町長 田 繁 一	旭川市長 前 野 与三吉	小樽市教育委員長 越 崎 宗 一	道義務教育施設整 備促進期成会 西 尾 六 七	北海道肢体不自由 児福祉協会 阿 部 謙 夫	札幌育学校後援会 長 松 本 剛太郎	小樽緑陵高校体育 館改築期成会長 越 崎 宗 一	留萌市長 橋 本 作 市	高橋町長 幸 次	北海道婦人団体連 絡協議会 毛 昭 子	北海道浴場組合連 合会 前 野 留治郎	同	北海道漁民同盟委 員長 三 好 竹 勇
総務	農地開拓	農務	水産	同	同	同	同	同	文教林務	同	同	同	同	同	同
継続審査	同	採択	同	継続審査	同	採択	継続審査	同	同	同	採択	同	同	同	継続審査

六号は総務委員会に、議案第三十五号、第三十六号及び第三十八号は厚生委員会にそれぞれ付託、次に休会について諮り、明十二月十八日及び十九日の二日間休会することに決定、午後六時三分散会。

○十二月二十日 午後二時五十分開議、諸般の報告の後、あらかじめ時間延長を行つて、午後二時五十一分一旦休憩、午後五時十三分再開、諸般の報告の後、**日程第一議案第九号ないし第二十一号、報告第一号及び第二号**を一括議題に供し、森川予算特別委員長（社）より、委員会における審査の経過並びに結果について報告の後、委員長報告のとおりの報告第一号及び第二号は承認議決、その他の議案はいずれも原案可決に決した。次に**日程第二議案第二十二号ないし第四十六号**を議題に供し、朝日農務委員長（協ク）より、議案第二十二号ないし第二十七号及び第三十七号について、岡林農地開拓委員長代理（社）より、議案第二十八号について、大島商工労働委員長（自民）より、議案第二十九号ないし第三十一号について、中野文教林務委員長（社）より、議案第三十二号について、秋山建設副委員長（協ク）より、議案第三十三号について、齋藤総務委員長（社）より、議案第三十四号、第三十九号、第四十号ないし第四十六号について、佐久間厚生委員長（自民）より、議案第三十五号、第三十六号、第三十八号についてそれぞれ委員会における審査の経過並びに結果について報告の後、報告第一号及び第二号は承認議決、その他の議案はいずれも原案可決に決して、午後五時四十四分散会。

○十二月二十一日 午後二時四十五分開議、諸般の報告の後、**日程第一意見案第一号ないし第二号**を一括議題に供し、いずれも趣旨弁明並びに委員会付託を省略して原案のとおりの可決、次に**日程を變更追加して請願、陳情審査の件**を議題に供し、本案は委員長報告を省略し委員会決定のとおりの異議なく決定して、午後二時四十七分散会。

文書 表 番号	件名	委員 会託	結 審 査 の 果
497	別海村所在造林指定地並びに緊急造林地開放の件	同	同
490	空知管内開拓地の造田事業に関する件	同	採 扱
453	土地改良事業地元負担金特別措置の件	農地開拓	不採扱
499	本別町地内東橋架替実施の件	同	同
498	苫小牧工業港背面都市計画施行の件	同	同
486	口高村地内千呂露川を準用河川に昇格の件	同	同
472	上湧別連軽環状路線を道道に昇格の件	同	同
471	上湧別町地内富美川を道費河川に昇格の件	同	同
463	天塩川水系総合開発に関する件	同	同
462	北檜山町地内太櫛川、真駒内川改修工事実施の件	同	同
450	網走市地内卯原内川を準用河川に昇格の件	同	同
448	佐呂間町地内武土川外二河川を準用河川に昇格の件	同	同
438	尻岸内村道古武井磯谷線を道道に昇格の件	同	同
403	愛別村地内班溪川を準用河川に昇格の件	同	同
402	愛別村地内狩布川を準用河川に昇格の件	建設	採 扱

○十二月二十三日 午後二時五十一分開議、諸般の報告の後、あらかじめ時間延長を行つて、午後二時五十二分一旦休憩、午後九時五十一分再会、諸般の報告の後、日程に入り、**日程第一報告第五号**を議題とし、提案理由の説明を省略、泉谷議員（自民）より、報告第五号については慎重審査を要するため十七名より成る決算特別委員会を設置し、これを付託の上次の会期まで閉会中も継続審査に付されたい旨の動議を提出、賛成あつて動議成立、これをはかつて異議なくそのことに決し、直ちに次の委員の選任を決定して報告第五号を付託した。

- 阿部 英一（自民） 林 謙 二（自民）
 松尾 三良（自民） 渡辺 勇雄（社）
 黒松 秀夫（協ク） 橋本 正營（社）
 中野 与作（社） 塚田 庄平（社）
 川村 清一（社） 中野 定敏（社）
 伊藤 作一（自民） 山内 広（社）
 山元 ミヨ（自民） 井野 正揮（社）
 泉谷 順治（自民） 朝日 昇（協ク）
 川口 常一（自民）

次に**日程第二意見案第三号**を議題とし、趣旨弁明並びに委員会付託を省略して原案のとおり可決、次に**日程第三決議案第一号**を議題に供し、趣旨弁明並びに委員会付託を省略して原案のとおり可決、次に**日程第四常任委員選任の件**を議題に供し、議長指名の常任委員の氏名を朗読の後、異議なく次のとおり委員の選任を決定。

総務委員

- 堀 重平（社） 林 謙 二（自民）
 伊藤 作一（自民） 天谷 平信（協ク）
 西野 吉一（自民） 井口 ゑみ（社）
 泉谷 順治（自民） 塚田 庄平（社）
 大久保 和男（自民） 岡林 歎喜（社）

文書 番号	件名	委員 会託	結審 査果
462	給与三本建是正に関する件	文教林務	同
850	自動車の速度制限撤廃反対の件	同	不採扱
838	十勝支庁管内九月水害による財政措置の件	同	採扱
808	改良普及職員給与改訂の件	同	不採扱
742	弟子屈警察署標茶部長派出所庁舎新築の件	総務	採扱
陳情			
503	俱知安町に労働会館設置の件	商工労働	同
500	網走南方丘高等学校屋内体操場改築の件	同	同
492	道立室蘭工業高等学校々舎改築等の件	文教林務	同
494	集約酪農地域建設事業推進措置の件	同	同
493	集約酪農地域建設事業推進の件	同	同
489	道立農業技術講習所を訓子府町に設置の件	農務	同
485	市立函館病院に急性伝染病棟増築の件	厚生	同
484	標津村の町制施行の件	総務	同
501	七里原野地区土地改良事業施行の件	同	同

森川 清(社)

厚生委員

深山 和園(自民)

小島 巖(社)

宮津 恂太郎(自民)

中山 信一郎(自民)

橋本 清次郎(社)

和平 千治(社)

商工労働委員

松尾 三良(自民)

中野 与作(社)

高橋 源次郎(自民)

山本 英一(自民)

村本 政信(社)

鈴木 源重(社)

農務委員

楠谷 利男(自民)

道下 美作(社)

坂本 堯(社)

堀野 豊夫(社)

杉本 栄一(自民)

舟木 侃(社)

建設委員

西島 順三(自民)

黒松 秀夫(協ク)

児見山 増夫(社)

大石 利雄(社)

高橋 石松(協ク)

太田 益夫(社)

高田 治郎(社)

井川 伊平(自民)

吉田 定次郎(自民)

宮本 仙松(協ク)

新川 輝隆(社)

山内 広(社)

大島 三郎(自民)

宮坂 寿美雄(自民)

秋山 孝太郎(協ク)

橋本 正誉(社)

二瓶 栄吾(協ク)

佐久間 貞江(自民)

児玉 由一(自民)

蒔田 余吉(自民)

川口 常一(自民)

糸川 章夫(社)

遠藤 英吉(社)

窪田 長松(社)

齋藤 正志(社)

822	821	820	819	818	686	442	835	831	802	801	800	799	769	754	650
中頓別町地内小頓別駅前道路を道道に昇格の件	道道新得本別線中新得町屈足市街側構施設実施の件	白糠町地内和天別川を準用河川に認定の件	新得町屈足上川町層雲峡間道路を開発道路に編入の件	道道小樽定山溪間道路整備完成の件	釧路市雄別線北斗駅間道路架設の北斗橋を永久橋架替工事施行の件	道道幌加内旭川線の一部路線変更の件	栗山高等学校屋外運動場土地購入資金助成の件	支出命令権を教育委員会に委任の件	伊達高等学校女子寄宿舎再建の件	中学校教職員の定数に關する件	精神薄弱児教育振興の件	小中学校教職員の給与改訂の件	輸出銘木の信用保持と公正取引維持の件	釧路教育館建設に対し助成の件	教職員の給与等の支出命令権委任の件
同	同	同	同	同	同	建設	同	同	同	同	同	同	同	同	文教林務
不採択	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	採択	同	不採択	同	採択

中牧 保 (自民) 本多吉江 (自民)
 佐々木利雄 (自民)

農地開拓委員

増田 信一 (社) 高橋辰雄 (社)
 津川直一 (社) 朝日昇 (協ク)
 堀田 毅 (自民) 西川清吉 (自民)
 宮北三七郎 (社) 徳中祐満 (自民)
 笠井幸衛 (社) 岩田留吉 (自民)

水産委員

麻里悌三 (自民) 沖野政雄 (自民)
 阿部英一 (自民) 時田政次郎 (社)
 黒沢与衛作 (社) 井野正揮 (社)
 岡田義雄 (社) 松平武一 (自民)
 川村清一 (社) 川端元治 (自民)
 川瀬徳三郎 (協ク)
 文教林務委員

佐野 衛 (社) 大沢重太郎 (自民)
 五藤義正 (社) 大竹幸次郎 (協ク)
 山元ミヨ (自民) 渡部勇雄 (社)
 福島新太郎 (自民) 河野辰男 (社)
 伊藤 弘 (自民) 安達徳太郎 (無)
 岩本政一 (自民) 中野定敏 (社)

次に日程第五総合開業調査特別委員会委員選任の件を議題に供し、議長指名により次の特別委員の選任を決定して、午後十時一旦休憩した。

深山和園 (自民) 大石利雄 (社)
 道下美作 (社) 川村清一 (社)
 増田信一 (社) 伊藤作一 (自民)

828	816	812	846	834	830	811	810	848	804	783	654	837	740	839	826
北海道整枝学院職員増員の件	生活保護法による冬季薪炭費適正化の件	民生委員活動費増額の件	漁業調整規則の改正による大海区制実施促進の件	北海道漁業調整規則一部改正反対の件	余市町豊浜住友鉾山の鉾毒防除措置促進の件	いか総合対策に伴うため一元集荷実施の件 (一件併合)	噴火湾小型機船底曳網漁業に対する転換漁業設備資金助成の件	受電自家用共同利用施設に対し適正電力料金設定の件	函館市立種畜場を道立に移管の件	道南地区に道立小家畜 (種禽を含む) 種畜分場設置の件	士別市に畑作農業総合試験施設設置の件	十勝支庁管内九月水害による罹災開拓者救済対策の件	開拓適地として北見市所在道有林解放の件	十勝支庁管内九月水害による土木施設復旧対策の件	道道函館臼尻森港線中尾札部函館間道路改良工事施行の件
同	同	厚生	同	同	同	同	水産	同	同	同	農務	同	農地開拓	同	同
同	同	同	採択	不採択	同	同	同	同	同	同	同	採択	不採択	同	採択

岩本政一(自民) 太田益夫(社)
 宮津 恂太郎(自民) 朝日 昇(協ク)
 林 謙二(自民) 岩田 留吉(自民)
 井口 益み(社) 本多 吉江(自民)
 塚田 庄平(社) 秋山 孝太郎(協ク)
 新川 輝 隆(社)

午後十一時再開、諸般の報告の後、宮本副議長より、日程を変更追加し議長の常任委員辞任の件を議題に供し、荒議長より議長の職務を行う都合により総務常任委員を辞任したいとの申し出がある旨を述べ、特にこれを許可することについて諮り、異議なくそのことに決定、次に日程第六閉会中請願、陳情継続審査の件及び日程第七閉会中事務継続調査の件を一括議題に供し、本案は委員会より申し出のとおりそれぞれ継続審査又は調査を付託することに決し、以上をもつて案件の全部を議了、荒議長より閉会の挨拶があつて、午後十一時六分閉会。

予算特別委員長報告

私は、過般設置せられました予算特別委員会の委員長として、ここに委員会における審査の経過と結果の概要について御報告申し上げます。

本委員会に付託せられました案件は、議案第九号ないし第二十一号、報告第一号及び第二号の十五件でありまして、去る十七日委員会が設置せられますやだちに委員会を開き、正、副委員長長の互選を行うとともに、付託案件の審査については各部所管ごとにかち、これを教部ごと一括審査することに決定して、翌十八日より審議を開始いたしました次第であります。

すなわち、十八日の午前は土木部、建築部、衛生部及び民生部の各所管、午後は農地開拓部、農務部、林務部の各所管、十九日の午前は商工部、労働部、水産部及び公安委員会の各所管、午後は教育委員会及び総務部の各所管について質疑応答を行い、質疑終了と同時に付託案件に対する意見調整を行い、ここにその結論を得て報告の運びに至つた次第であります。

この間委員各位におかれては、年末の折柄短時日の間に異常な努力をもつて、

③ 更に継続審査されるもの

文書 番号	件名	委員会名
768	貨物海上輸送に対し助成の件	商工労働
420	札幌市に総合博物館設置の件	同
399	道立高等学校の学級増設並びに独立校舎新設の件	同
150	道分高等学校を道立移管の件	同
482	ニセコ道立公園を国定公園に指定の件	同
465	幌加内村地内朱まり内湖を道立公園に指定の件	同
396	七飯村地内道有林横津岳地帯笹地貸付の件	同
357	増毛町別刈地区道有林を農耕適地として開放の件	文教林務
473	中型機船底びき網漁業禁止区域拡大の件	水産
502	北竜村字美葉牛開拓適地買収及び小豆沢農業用溜池新設の件	同
487	浜益村所在国有未墾地払下げの件	同
434	千歳町所在買収土地返還の件	同
353	農林省十勝種畜場を入植地として開放の件	農地開拓

終始熱心に審議に当られましたことに対しましては、この際、衷心より敬意を表する次第であります。

今回本委員会に付託せられました議案第九号ないし第十九号の普通、特別両会計の追加更正予算案は、前議会後に生じた義務的経費及び国庫支出金の特定収入の確定に伴う経費並びに当面緊急を要する経費について措置しようとする総額六億二千九十三万円にのぼる追加更正予算であり、

次に報告第一号は普通会計、災害土木復旧費三千六百五十六万余円、報告第二号は地方競馬費会計において投票払戻金及び予備費支出の千二十六万余円の予算追加の専決処分に対し、承認を求めようとする案件でありまして、これらの内容について、あらゆる角度から熱心な論議がかわされた次第であります。

いま、ここに質疑を通じ論議せられました主な点を申し上げますと、

道東、道北地方の冷害をめぐり既存農家、開拓農家の救済対策及びこれら地域の保健衛生並びに生活保護世帯の救済措置、道路の冬期除雪対策、都市計画施行に伴う換地問題と地主との経費負担区分の問題、明年度公営住宅建設の見とおし、保健所における専任医師の充実対策、千島引揚者に対する援護措置、土壌侵蝕防止対策、開拓適地選定計画に関する問題、寒冷地特用作物の振興対策、優良ミンクの飼育指導とこれが輸出振興対策、伝食馬の病源研究成果と殺処分馬の処置に関する問題、開発審議会土地部会の委員構成に関する問題、木材糖化企業化中間試験費の減額に対する措置、来年度におけるこれが試験費に

対する国庫補助金の見とおし及び大手会社のこれが試験に對する寄附金問題、北海道大博覧会補助金交付の見とおし、北海道物産あつ旋福岡事務所の運営方法と北海道観光物産株式会社との関連、スルメ集荷をめぐる諸問題、町村合併に伴う電気供給料金格差是正の問題、駐留軍労務者の失業対策、町村合併による漁業協同組合統一の問題、天候異常等のため漁族接岸遅延の原因及び対策、にしん定置網漁業に対する指導方針、通信教育の充実と効果の問題、教員の素質向上問題、道税徴収実績の現状とこれが増収対策、自動車取得税継続に對する今後の方針、特別交付税の交付見とおし、上水道及び簡易水道敷設費補助の見とおし、昭和三十一年度決算における実費赤字の見とおし。

等、現下道政上の緊要なる諸問題をめぐって活潑な論議がかわされたのであります。

す。

435	342	410	218	504	495	481	477	422	419	365	166	491	488	464	444
名寄市一部を美深町編入促進の件	在留中国人及び朝鮮人の身分保証等に関する件	ブロック生産業者育成強化の件	日雇労働者の簡易住宅建設の件	常呂町地内クマ川及び幌内川を道費河川に認定の件	帯広市に国立北海道農業試験場畑作部設置の件	芽室町に農業試験場施設設置の件	音更町に国立農業試験場設置の件	北海道農業試験場上川支場美深分場復活設置の件	北空知地区に道立北空知水稻試験場設置の件	北海道稲作協会協同農業研究所を特殊稲作研究所に指定の件	後志水稻試験地を道立岩宇園芸試験地に併置の件	美深高等学校道立移管の件	足寄高等学校を道立移管促進の件	長万部高等学校に普通課程一学級増設の件	北海道静内高等学校に家庭科増設の件
同	総務	同	同	建設	同	同	同	同	同	同	農務	同	同	同	同

しかして、本日さらに、委員会を開き審査の結果、議案第九号ないし第二十一号については、いずれも義務的経費、国庫支出金等特定収入の確定に伴う経費、当面緊急を要する経費等について措置しようとするものであり、また、報告第一号及び第二号についても事情余儀ない経費について専決処分を行ったものであつて、その内容妥当なものとの認め、議案については、原案可決、報告については、承認議決とすることにそれぞれ決定いたしました次第であります。

以上本委員会付託案件の審議経過とその結果を申し上げ私の報告を終わります。

決議・意見書

決議案第一号

(昭和32・12・23原案可決)

総合開発調査特別委員会調査経費に関する決議

右別紙案文のとおり提出する。

昭和三十二年十二月二十三日

提出者

議員
岩田留吉
舟木侃夫
太田益信
村本政吾
二瓶栄平
秋山孝太郎
塚田庄平
窪田長松
堀田長毅
井口順治
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

文書 番号	陳情 件名	委員会名
439	名寄市字知恵文地区境界変更現状維持の件	総務
454	根室支庁庁舎所在地を根室内陸地区に移設の件	同
468	米軍千歳基地人員整理に伴う住宅確保対策の件	同
469	自動車取得税に関する条例廃止の件	同
483	遊興飲食税納期日変更の件	同
467	米軍千歳基地人員整理に伴う職業対策の件	商工労働
474	美唄市に道立職業補導所設置の件	同
476	米軍千歳基地労務者に対する職業安定対策の件	同
478	米軍部隊撤退に伴う失業対策確立の件	同
249	幌延村に天北低品位石炭乾溜工場設置の件	同
354	開拓林野行政の調査に関する件	農地開拓
615	開拓林野地調整の件	同
784	林地を農耕地として開放の件	同
613	海区委員会書記の身分保償等要望の件	水産

議長 荒 哲 夫 殿
 同 笠 井 幸 衛
 同 中 山 信 一 郎
 同 児 玉 白 一
 同 林 謙 二
 同 岩 本 政 一
 (別紙)

総合開発調査特別委員会調査経費に関する決議

一 総合開発調査特別委員会の経費は、昭和三十二年四月四日決議の額と通じて五百万円以内とする。

(理由)

総合開発調査経費は、既定の額では不足を生ずるので増額しようとする。

意見案第一号

(昭和32・12・21原案可決)

義務教育諸学校施設費国庫負担法制定に関する意見書

右別紙案文のとおり提出する。

昭和三十二年十二月二十日

提出者

議員 中 野 定 敏
 福 島 新 太 郎
 西 川 清 吉
 岩 本 政 一
 高 橋 辰 男
 佐 野 衛
 五 藤 義 正
 二 瓶 栄 吾
 安 達 徳 太 郎
 伊 藤 弘
 同 大 沢 重 太 郎
 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

議長

荒 哲 夫 殿

義務教育諸学校施設費半額国庫負担法制定に関する意見書

438	435	661	645	851	847	793	755	695	189	789	739	717	553	530	751
幕別町字止若地内一級国道幕別足寄線間を道道に昇格の件	苫小牧市中野一号道路新設に対し道費補助の件	空知園芸試験地設置の件	濃霧地帯農業試験場設置の件	上川高等学校を道立移管の件	道立紋別高等学校の普通課程一学級増設の件	足寄高等学校を道立移管の件	道立栄高等学校旧校舎譲与の件	天塩高等学校に農業課程設置の件	追分町立高等学校を道立に移管の件	南檜山地域を道立公區に指定の件	利礼道立公園区域拡大の件	民有林買収調整に関する件	造林育成対策の件	津別チミケツブ湖周辺道有林を農耕適地として開放の件	小樽留雨根堤底びきの宗谷海区移転反対の件
同	建設	同	農務	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	文教林務	同

一 公立義務教育諸学校施設の整備充実をはかるため、施設費(校地買取を含む)半額国庫負担制度を確立する義務教育諸学校施設費半額国庫負担法の制定を強く要望する。

(理由)

北海道における義務教育施設の実態は、総合開発の推進や戦後の児童増等により、一般校舎の不足は小学校十萬三千坪、中学校六萬三千坪に達し、また、積雪寒冷地に不可欠の屋内運動場にあつては、小学校六萬六千坪、中学校三萬七千坪に及ぶほか、老朽危険校舎と指定されたものが六萬九千坪に達する状態である。

従つて、これが施設整備の義務を有する市町村においては、年々多額の費用を費し、これが整備に努めているが、現在の地方財政をもつてしては到底完全な整備充実が望まれない状態である。

このときに当り、去る第二十六国会において「義務教育は、国と地方公共団体との共同責任によつて行われる重要事項である点と地方財政の実情にかんがみ、公立義務教育諸学校の施設に要する経費について、義務教育費国庫負担法の精神を完全に実施するため、政府はすみやかに、これに必要な経費の二分の一を国が負担する措置を講ずべきである。」と決議がなされている経緯にかんがみ、政府においては、この決議内容を完全に具備する義務教育諸学校施設費半額国庫負担法をすみやかに制定せられるよう強く要望するものである。

北海道議会議長 荒 哲 夫

文 部 大 臣
大 藏 大 臣
自 治 庁 長 官
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長

(行政庁以外は請願とする。)

意見案第二号

(昭和32・12・21原案可決)

日ソ漁業条約にもとづく漁業交渉に関する意見書

右別紙案文のとおり提出する。

827	798	779	770	743	741	680	618	617	413	335	849	792	764	767	721
寿都町能津登地区境界変更反対の件	寿都町能津登地区境界変更解決の件	森林組合及び森林組合連合会に対する自動車取得税非課税措置の件	浦幌町直別部落一円を音別村に編入の件	軍鶏園鶏許可の件	石綿鉱業に対する軽油消費税免除の件	標茶高等学校に農業大学(同程度の技術者養成機関)設置の件	中札内村を帯広市に合併の件	嶺舞、色丹諸島富山県引揚者復帰実現方の件	発電税創設反対に関する件	法令に基かない寄付金、負担金の支出排除の件	自家発電施設使用の水利権使用料免除の件	砂川歌志内地内町道北二号線道路を道々に昇格の件	国土開発縦貫自動車道建設の件	豊平川堤防敷地使用許可の件	大樹町地内町村道中島線及び歴舟原野線を道々に昇格の件
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	総務	同	同	同	同	建設

昭和三十三年十二月二十一日

提出者 議員 時田政次郎

同 沖野政雄

同 井野正揮

同 松平武一

同 川端元治

同 川瀬徳三郎

同 高橋源次郎

同 遠藤英吉

同 阿部英一

同 岡田義雄

同 川村清一

議長 荒 哲 夫 殿

日ソ漁業条約にもとづく漁業交渉に関する意見書

日ソ漁業条約によつて、さけ、ます、にしん及びたらばがにを対象とする本道の重要漁業は、諸種の規制をうけているが、これら漁業の合理的操業及び経営を促進し、本道の重要産業である水産業の健全なる発展をはかるため、近く開催を予定している日ソ漁業交渉にあたり、次の事項の実現を期せられたい。

一 昭和三十三年度におけるさけ、ます総漁獲量は、科学的資源調査の結果明らかとなつた資料に基いて、合理的な恒常生産を確保するため、本年度の休漁船を含むさけ、ます漁業独航船及び北緯四十八度以南さけ、ます流網漁船の全船就業を可能ならしめ、更に、本道中小漁業者の育成発展上必要な漁獲量を厳に確保されたいこと。

二 本道周辺の全海域におけるさけ、ます流網漁業を条約規制対象とする場合であつてもその対象海域は、日本海、太平洋ともに現行の規制区域以南に絶対及ぼさないこと。

三 たらばがに漁業及びにしん漁業の漁獲規制にあつては、経営及び操業の実態をよく斟酌して、その合理的育成をはかるため現行の規制措置を超えないこと。

(理由)

845	生活困難者に暖房用石炭支給の件	同
844	身体障害者福祉増進の件	同
829	旭川市に精神薄弱児施設設置の件	同
794	旭川市に精神薄弱児施設設置の件	同
714	美唄市に道管教護施設設置の件	厚生
733	北海道賦払信用組合設立認可の件	同
712	函館地方医療共済商工協同組合に対し道費助成の件	同
638	木材糖化工場誘致方要望の件	同
516	函館地方に木材糖化工場設置の件	同
506	留萌市に木材糖化工場設置の件	同
466	旭川市に木材糖化工場設置の件	同
367	PSコンクリート工場設置要望の件	同
292	北海道地下資源探鉱公社設立要望の件	商工労働
843	本道における租税制度特別措置の件	同
842	自家発電並びに自家受電施設に対する固定資産税免除の件	同
840	道議会議員選挙区の改正方促進の件	同

本道の漁業生産は、戦前よりわが国水産物生産高の三〇%を占め、国民保健上栄養蛋白質源として重要な役割を果たしてきたところであるが、日ソ漁業条約の発展によつて、本道周辺における主要漁場のほとんどが条約区域の中に包含され、この操業が行われている母船式さけ、ます漁業、北緯四十八度以南さけ、ます流網漁業、たらばがに及びにしん漁業の各種漁業が重大な規制をうけるに至つてゐる。

しかも、これら各漁業は、いずれも本道漁業の大宗であり、本道業者がそのほとんどを占めているため、この規制度合の如何は、本道漁業の發展上重大影響をもたらすばかりでなく、直接漁業者の死活問題であり、道民はこの推移に重大な関心を寄せているところである。

しかして、本道における重要産業としての水産業の發展の方向は、その地域性より必然的に北洋資源であるさけ、ます、たらばがに及びにしん等の合理的利用以外になく、その実現によつてのみ本道の水産業が荷負う国家的使命の付託にも応え得るものと確信する。

よつて、近く開催を予定されている日ソ漁業交渉にあつては、頭書各項の要望について特段の配慮を要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

- 内閣総理大臣
 - 外務大臣
 - 農林大臣
 - 水産庁長官
- (各通)

意見案第三号 (昭和32・12・23原案可決)

日ソ近海漁業協定締結促進に関する要望意見書

右別紙案文のとおり提出する。

昭和三十三年十二月二十一日

提出者 議員 時田政次郎

同 同 松平武一

同 同 川端元治

議長 荒 哲 夫 殿

議員 川 瀨 徳 三 郎

同 井 野 正 揮

同 遠 藤 英 吉

同 高 橋 源 次 郎

同 岡 田 義 雄

同 阿 部 英 一

同 川 村 清 一

日ソ近海漁業協定締結促進に関する要望意見書

北海道の東部及び北部に近接する色丹、齒舞諸島、千島列島及び南樺太周辺における近海漁場を本道沿岸中小漁民に開放する日ソ近海漁業協定の締結については未だ解決の曙光を見ない現状であるが、近く開催を予定される日ソ漁業委員会に係る北洋漁業交渉と本問題とは質的に異なる実情にかんがみ、日ソ近海漁業協定については、単独に、しかも早急に解決されるよう対ソ外交の促進措置を講ぜられたい。

(理由)

北海道の東部及び北部に近接する色丹、齒舞諸島、千島列島及び南樺太周辺における近海漁場を本道沿岸中小漁民に開放する日ソ近海漁業協定の締結については、既にしばしば本議会の決議を以つて要望したところであり、政府当局におかれても、その重要性を認めソ連邦政府に対し申し入れをなし、ソ連邦政府も亦これに応ずる旨の意思表示がなされたところであるが、その後における本問題の推移は遅々として進展を見ず、未だ解決の見通しを得ないことは、洵に遺憾にたえない。

しかして、明年度北洋漁業問題に関して、近く日ソ漁業委員会が開催されるが、北洋漁業問題と本問題とは質的に異り、しかも沿岸中小漁民の生活の場として日ソ近海漁場の開放は、本道民がなお切実に要望し続けているところである。

よつて政府においては前述の実情を了察され、日ソ近海漁業協定締結については、単独に且つ早急に解決されるよう対ソ外交促進措置を強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長

荒

哲

夫

内閣総理大臣
外務大臣
農林大臣
水産庁長官

(各通)

各派交渉会

○十二月十二日

午前十一時五十五分、各派交渉室において開議、午後零時二十五分散会。

- ① 第四回定例道議会の運営について協議、会期は、十二月十三日から十二月二十三日まで十一日間、休会は、十二月十四、十五の二日間を別途とし、代表質疑の順位は社会、自民、協同の順に行うこととし、質疑者の通告は、代表質疑について十三日に、一般質疑は十六日中に提出することを了承。
- ② 議長が十三、十四の両日開かれる開発審議会に出席のため、明日の会議は副議長が代行することを了承、二十日に各常任委員の任期が満了するので各党における各委員会委員の割振りを検討しておくこととした。

○十二月十三日

午後二時四十分、各派交渉室において開議、午後四時十七分散会。

- ① 議事日程の取扱いについて協議、取りあえず時間延長のみ行うこ

とに決し、午後二時四十二分休憩、午後四時十五分再開。

- ② 日程第一は、会期を十二月二十三日まで十一日間に決めた後、日程第二議案第一号ないし第五十一号、報告第一号ないし第四号を一括上程、副知事より提案説明を聴取して一旦休憩することとし、本日即決予定の議案第一号ないし第八号及び第四十七号ないし第五十一号の取扱いについては各党で協議を行い、その結果を議長に連絡することとした。

- ③ 議案審査のための休会は、十二月十四、十五の二日間に決定、本会議は準備でき次第再開することとした。

○十二月十六日

午後一時五十四分、各派交渉室において開議、午後一時五十八分散会。

- ① 人事関係の追加議案を日程に追加し、提案説明を聴取の後、委員受付託を省略して即決することに決定。
- ② 代表質疑の順位は、大石議員(社)、福島議員(自民)、二瓶議員(協ク)の順序にて行うこととし、本日は二人のみ行うことに決した。
- ③ 一般質疑の通告は、代表質疑が終るまでということにして明日午前中に提出することを了承した。

○十二月十七日

午前十一時三十八分、各派交渉室において開議、午前十一時四十一分散会。

- ① 本日の議事は、代表質疑を福島議員(自民)、二瓶議員(協ク)が行い、引き続き一般質疑を山本議員(自民)、松尾議員(自民)の順序にて行うことに決定。

- ② 予算関係議案の審査については予算特別委員会を設置することに決定、予算特別委員会の構成は社会八、自民七、協ク二の割振りで十七名とすることとし、各派の委員名を一般質疑終了までに提出す

ることとした。

- ③ 予算特別委員会設置の動議は、社会党より提出することになつて
いるので提出者の氏名を後刻議長まで提出することとし、本会議は
準備でき次第開議することに決した。

○十二月二十日 午後二時三十七分、各派交渉室において開議、午後四
時五十九分散会。

- ① 予算特別委員会の審議が終了していないため、取りあえず時間延
長のみ行うこととし、午後二時三十九分休憩、午後四時五十七分再
開。

- ② 本日の議事は、日程第一予算特別委員会付託案件の審査、日程第
二予算に関連する案件を除く各常任委員会付託案件の審査のみ行う
ことに決定した。

○十二月二十一日 午後二時三十分、各派交渉室において開議、午後二
時三十七分散会。

- ① 本日の日程である決算報告の件及び常任委員会委員の選任は、各
党の意見がまとまっていなかったため、二十三日に持越しことに決定。
② 本日の議事日程は、日程を変更追加して意見案第一号ないし第三
号を上程、趣旨弁明並びに委員会付託を省略の後議決して散会する
こととした。

○十二月二十三日 午後二時四十分、各派交渉室において開議、午後五
時四十五分散会。

- ① 議事日程の取扱いについて協議、取りあえず時間延長のみを行う
こととし、午後二時四十四分休憩、午後五時三十五分再開。
② 日程第一は、昭和三十一年度決算報告の件で各党より提出された
委員について議長より指名の後、十七名で構成される決算特別委員

会を設置すること、日程第二は、意見案第三号について趣旨弁明並
びに委員会付託を省略の後議決、日程第三は、決議案第一号総合開
発調査特別委員会調査経費に関する増額議決、日程第四は、常任委
員選任の件で議長の指名案を書記朗読の後即決、日程第五は、総合
開発調査特別委員会委員選任の件で議長指名の後、一旦休憩を行い、
休憩中、各常任委員会正副委員長の互選をもらいその結果を議
長に報告、次に日程に追加して議長の常任委員辞任の件を許可、次
に日程第六閉会申請願、陳情継続審査の件及び日程第七閉会中事務
継続調査の件を一括上程、委員会より申出のとおり閉会中、継続審
査を付託することに決定。

- ③ 本会議は、議事の都合で午後七時を目途において再開することと
した。

常任委員会

総務委員会

○十二月十一日 午前十一時三十分、第一委員室において開議、午後零
時二十分散会、委員長 齋藤正志（社）

請願、陳情の審査
請願

第四八四号 標津村の町制施行の件（採 択）
麻里副委員長（自民）より、標津村の町制施行に関する現地調査

の経過について報告があつた後、本請願を採択することに決した。

一般議事

① 地方課長より、町制施行並びに町村合併等に関する現況について説明を聴取、堀委員(社)より、町制施行四月実施のものについては十二月議会で決めなくともよいと思うがその考え方について、天谷委員(協ク)より、北見市、留辺蘂町の境界変更に関する現地調査の必要性について(堀委員(社)よりも同様の意見があり)、それぞれ質疑があり、地方課長より答弁。

② 町制施行、町村合併についての現地調査は、明日の本委員会において第四回定例道議会提出案件の説明聴取の際協議することとし、明日は午後一時に委員会を開催することに決した。

○十二月十二日 午後一時三十七分、第一委員室において開議、午後三時散会、委員長 斎藤正志(社)

一般議事

① 第四回定例道議会提出予定の案件について総務部次長、財政課長より説明を聴取、山内委員(社)より、期末手当支給のための財源として事務需要費の一割節約を全般的に行うものかどうか、また市町村税の徴収率が悪いことに関連してその指導に対する考え方について、松尾委員(自民)より、明年札幌、小樽両市で開催の博覧会に対する助成金助成の状況、三十二年度事業税の減収見込み額について、堀委員(社)より、地方交付税率一・五引上げに関する中央の動き、また凶作地帯における米麦代金を市町村の交付金より差引くというが農民個々のものを市町村より差引くことの不合理性について、小島委員(社)より、冷害凶作による税の減収状況、期末手当二・〇支給の場合における増加額、高田委員(社)より、市町村債の取扱についてそれぞれ質疑があり、総務部次長、地方課長、税務課次長より答弁。

② 次に小樽市、塩谷村の合併及び当麻村の町制施行に関する現地調査について諮り、異議なくそのことに決定、派遣委員、派遣期日を次のとおり決定した。

小樽市、塩谷村の合併

派遣期日 十二月十四日

派遣委員 高田(社) 松尾(自民) 小島(社) 児玉(自民) 各委員

当麻村の町制施行

派遣期日 十二月十四日より三日間

派遣委員 麻里副委員長(自民) 及び河野(社) 大久保(自民) 堀(社) 各委員

なお、函館市、亀田村の合併に関する現地調査については当該市町村より正式に申請があつた場合に行うこととし、派遣委員に斎藤委員長(社)及び山内(社) 天谷(協ク) 岩田(自民) 各委員を決定した。

○十二月十八日 午後一時三十分、第三委員室において開議、午後二時二十分散会、委員長 斎藤正志(社)

付託案件の審査

① 議案第三十四号を議題とし、財政課長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

② 議案第四十号、第四十一号及び第四十二号を一括議題とし、異議なく原案可決に決定。

③ 議案第四十三号を議題とし、総務部次長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

④ 議案第三十九号、第四十四号ないし第四十六号の町制施行、町村合併並びに境界変更に関する件を一括議題とし、麻里副委員長(自民)及び高田委員(社)より、現地調査の結果について報告の後、

異議なく原案可決に決定。

○十二月二十三日 午後十時五分、第一委員室において開議、午後十時

十三分散会、委員長 森川清（社）

正副委員長の互選

① 岡林臨時委員長（社）より、委員長互選の方法について諮り、天谷委員（協ク）より、指名推選の方法により森川委員（社）を委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

② 森川委員長より、副委員長互選の方法について諮り、天谷委員（協ク）より、泉谷委員（自民）を副委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

一般議事

次に会期中未審議の請願、陳情及び所管事務調査については、閉会中継続審査並びに調査することに決定、次に総合開発との関連において予算均衡を行うための派遣委員については、緊急上京を要する場合は委員長一任とし、明年六、七日以降の場合は委員会を開催することとした。

厚生委員会

○十二月四日 午前十一時三十分、第三委員室において開議、午後一時

五分散会、委員長 佐久間貞江（自民）

請願、陳情の審査

陳情

第八二五号 靖国神社奉賛会発足に関する件

（取下げ）

一般議事

① 昭和三十三年度青少年育成総合施設設置に対するお年玉付年賀はがき寄附金の配分問題のその後の経過について、社会課長より説明を聴取の後、塚田副委員長（社）より、利子配分の問題について質疑、社会課長より答弁。

② 厚生年金病院建設問題のその後の経過及び今後の対策について、民生部長及び社会課長より、過日建設期成会が発足し近日上京折衝に入るのを協力願いたい旨を要請、ついで井口委員（社）より、現在における厚生省の意向について、村本委員（社）より、期成会設置までの間にどのような意見があつたかについて質疑があり、民生部長、保険課長より答弁の後、本件については今後適正妥当な方法で折衝を推進することとした。

③ 井川委員（自民）より、衛生公社運営問題のその後の経過について報告の後、衛生部長より、新理事選任の上今後の再建対策を打出して貰えるよう配意方を要請、ついで委員長より、現在建物は処分済みかどうか、武田氏は建物を怒しいのかどうか、現理事の構成等について、中山委員（自民）より、武田氏は現在建物に入つてゐるのかどうか、井川委員（自民）より、道自体の今後の方針について質疑があり、衛生部長、保健予防課次長より答弁、ついで委員長及び塚田副委員長（社）並びに村本（社）中山（自民）井川（自民）宮本（協ク）各委員より、今後の方針について意見の交換があつた後、当委員会より何人かの委員を新理事に推選することに決定、数等については一応正副委員長に一任することに決定。

④ インフルエンザ発生及び予防対策状況について、保健予防課長より説明を聴取。

○十二月二十日 午前十一時五十五分、第三委員室において開議、午後

二時四分散会、委員長 佐久間貞江（自民）

付託案件の審査

- ① 議案第三十五号について衛生部長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。
 - ② 議案第三十六号について衛生部長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。
 - ③ 議案第三十八号について衛生部長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。
- 請願、陳情の審査

請願 願

- 第四八五号 市立函館病院に急性伝染病棟増築の件 (採 択)
第五〇九号 養老年金支給制度設定の件 (採 択)
第五一一号 日本水難救済会道支部に対し助成の件 (水産委員会に付託替)

陳 情

- 第七一四号 美唄市に道宮教護施設設置の件 (保 留)
第七九四号 旭川市に精神薄弱児施設設置の件 (保 留)
第八二九号 同 右 (保 留)
第八一二号 民生委員活動費増額の件 (採 択)
第八一六号 生活保護法による冬季薪炭費適性化の件 (採 択)
第八二八号 北海道整肢学院職員増員の件 (採 択)
第八四四号 身体障害者福祉増進の件 (保 留)
第八四五号 生活困窮者に暖房用石炭支給の件 (保 留)
第八五六号 療養中の生活医療保護患者に対する冬期救済の件 (採 択)
第八五七号 北海道衛生自治団体連合会事業に対し助成の件 (採 択)
第八八七号 今金町に母子住宅建設の件 (採 択)
保留分及び今後付託されるものについてはそれぞれ新委員会に

引継ぐことに決定。

一 般 議 事

衛生部長より、衛生公社の新理事が決まり、委員会よりは正副委員長及び井川(自民)宮本(協ク)両委員が委嘱された旨を報告。

○十二月二十三日

午後十時九分、第三委員室において開議、午後十時二十一分散会、委員長 吉田定次郎(自民)

正副委員長の互選

- ① 宮本臨時委員長(協ク)より、委員長互選の方法について諮り、高田委員(社)より、指名推選の方法により吉田委員(自民)を委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。
- ② 次に吉田委員長より、副委員長互選の方法について諮り、中山委員(自民)より、指名推選の方法により橋本(清)委員(社)を副委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

一 般 議 事

- ① 前委員会より引継ぎを受けた請願、陳情の審査については閉会中継続審査とすることに決定。
- ② 第三次樺太引揚出迎えの件及び昭和三十三年度厚生関係国費予算獲得中央折衝の件については明日午前十時より委員会を開き協議することとした。

○十二月二十四日

午前十一時一分、第三委員室において開議、午後零時四十三分散会、委員長 吉田定次郎(自民)

一 般 議 事

- ① 昭和三十三年度厚生関係国費予算要求概要等について民生部長及び衛生部長より説明を聴取、ついで中央折衝開始時期を問題とした後樺太引揚者の関係について社会課長より説明を聴取して一旦休憩(休憩中、予算折衝及び舞鶴出迎えの派遣委員等について協議)。

再開後、派遣委員について中央折衝第一班は委員長及び中山(自民)と平和(社)両委員、舞鶴出迎え第一班は井川(自民)小島(社)両委員と決定、なお、派遣期間及び第二班の派遣委員等については次回委員会を一月六日午後一時より開いて決めることとし、一旦休憩(休憩中、佐久間前委員長より、衛生公社運営問題について現在までの経過及び理事辞任の件等について発言があった)。

- ② 再開後、衛生公社運営問題について、井川委員(自民)より、委員会の構成員が変り、また、佐久間前委員長より理事辞任の申出もある。新正副委員長と理事を交替するかどうかと発言があり、高田(社)中山(自民)井口(社)各委員より、それぞれ意見があった後、新正副委員長を理事に推選し、旧正副委員長は辞任する旨を理事者側に通知することについて諮り、異議なくそのことに決定、ついで委員長より、正副委員長会議の経過について報告を行った。
- ③ 諸願、陳情の審査については都合により次回に持越すことに決定。

商工労働委員会

○十二月十九日 午後二時三分、第三委員室において開議、午後三時五分

分散会、委員長 大島三郎(自民)

付託案件の審査

- ① 議案第二十九号について労働部長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。
- ② 議案第三十号及び第三十一号を一括議題とし、労政課次長より説明を聴取、ついで宮坂(自民)西野(自民)新川(社)各委員より、会館の名称を労働より労働に転換した問題(関連して、西野(自民))

新川(社)各委員より、現在までにおける労働会館の使用実績について資料提出方の要求があり)及び本件の取扱いについて質疑及び意見の交換があり、労働部長、労政課次長より答弁の後、意見調整のため一旦休憩、再開後、再び本件の取扱いについて意見交換の後再度休憩、再開後、本二件については要求資料の作成に時間を要するので明日午前十時より委員会を開き再度審議を行うことに決定。

一般議事

- ① 新川委員(社)より、北海道貨物航路の助成措置に関する中央折衝の経過について報告の後、西野委員(自民)より、港湾の指定には函館港は含まれるかどうかについて質疑があり、委員長及び新川委員(社)より応答。
- ② 諸願、陳情の審査については都合により明日の委員会で行うこととした。

○十二月二十日 午後三時二分、第二委員室において開議、午後四時十

五分分散会、委員長 大島三郎(自民)

付託案件の審査

前回に引き続き議案第三十号及び第三十一号を議題とし、労政課次長より北海道労働会館の使用実績について説明を聴取、ついで西野委員(自民)より、会館の名称変更問題及びこれに関連して漁民の取扱い問題(関連して、新川(社)伊藤(作)(自民)各委員より、意見及び質疑があり)、条例第一条のその他の労働者に含まれている中小企業者の適用範囲の問題等について、伊藤(作)委員(自民)より、労働者の定義について、それぞれ質疑及び意見があり、労働部長より答弁の後、意見調整のため午後三時二十七分休憩、午後四時五分再開後、鈴木委員(社)より、会館はあくまでも福祉施設として使用されることを希望する旨を述べた後、本二件については原案可決に決した。

請願、陳情の審査

陳情

第七六八号 貨物海上輸送に対し助成の件 (採択)

第八〇九号 標茶町に労働会館設置の件

第八七五号 標茶町労働会館設置につき道費補助の件 (採択)

第八七六号 留萌市に道立公共職業補導所設置の件 (採択)

第八九二号 室蘭公共職業補導所に銜接科増設の件 (採択)

陳情第八八九号については陳情者より取下げ願がありこれを了承、その他の保留分及び今後付託されるもの並びに事務調査の件については新委員会に引継ぐことに決定。

○十二月二十三日 午後十時一分、議場において開議、午後十時十三分

散会、委員長 大島三郎 (自民)

正副委員長の互選

① 宮坂臨時委員長 (自民) より、委員長互選の方法について諮り、新川委員 (社) より、指名推選の方法により、大島委員 (自民) を委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

② 大島委員長より、副委員長互選の方法について諮り、新川委員 (社) より、指名推選の方法により、村本委員 (社) を副委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

一般議事

① 前委員会より引継ぎを受けた請願、陳情の審査及び事務調査の件については閉会中継続審査及び継続調査とすることに決定。

② 北海道本州間貨物航路の助成措置の件については明年一月早々再度中央折衝を行うこととし、派遣委員等については委員長に一任することに決定。

③ 次回の委員会は一月十四日ないし十五日頃に開き、その際小樽博覧会場を視察することとした。

農務委員会

○十二月三日 午前十一時十五分、第三委員室において開議、午後三時

三十五分散会、委員長 朝日昇 (協克)

一般議事

① 橋本 (正) 委員 (社) より、道東地域の豪雨、長雨、低温等による農業被害対策に関する中央折衝の経過について報告、ついでその後の経過について農政課長より説明の後、橋本 (正) 委員 (社) より、米麦代金の延納について回収状態及び見通し、今回の農業被害に対し関係町村長は真剣に考えているかどうか等について、吉田委員 (自民) より、救農土木事業等で現在までに決つた事業費目に関連して各町村に割当てても実際に出来るかどうかについて質疑があり、農務部長、農政課長より答弁、午後零時四分休憩 (休憩中、陳情聴取の後、畜産課次長より、乳価対策の一環として学校給食用牛乳供給事業実施要綱が農林省において作成され一合につき四円の在庫補助金を支出することに決定したことに伴う本道割当分の次期議会における予算化の件及びブルセラ病の発生に対処した措置について了承方を求め、異議なくこれを了承、ついで道立農試十勝支場の移転及び国立農試畑作部の設置問題に伴う候補現地の土性調査に関する理事者側報告に当たり委員会として聴取前に現地調査を実施するかどうか、また秘密会とするかどうかについて協議)、午後二時五十八分再開。

② 再開後、早急に現地調査を実施することについて諮り、異議なくそのことに決定、ついで委員長より、調査に当たり留意を要する事項について質疑、農業試験場農芸化学部長より説明の後、派遣委員及び日程について諮り、派遣委員については吉田委員 (自民) を除

く全員が参加、日程については十二月六日より九日までとし、十日午前十時より委員会を開き調査結果について意見交換及び理事者の調査結果聴取の上結論を出すこととした。

③ 請願、陳情の審査については都合により次回に持越すことに決定。
④ 本日聴取した陳情は次のとおり。

- (1) 道東地区農業災害対策について 網走支庁次長
- (2) 道南地区に道立小家畜種畜場設置方の件 函館市経済部長
- (3) 農業改良普及員の増員方について 同 右
- (4) 国立農業試験場畑作物部を大樹町内にある道立拓殖実習場敷地内に設置方の件 大樹町長
- (5) 芽室町に農業試験施設設置方の件 芽室町長
- (6) 道立農業試験場十勝支場の移転地並びに国立農業試験場畑作物部の設置地については帯広市にされたい旨について 帯広市助役
- (7) 苫小牧、白老、幌別の山麓地帯における冷害対策について 苫小牧市農民冷害克服再生産推進委員長

○十二月十日 午前十一時三十五分、第三委員室において開議、午後四時四十五分散会、委員長 朝日昇(協ク)

請願、陳情の審査

- 第一六六号 後志水稻試験地を道立岩宇園芸試験地に併置の件 (保留)
- 第二二九号 士別市に畑作農業試験場支場設置の件 (審議未了)
- 第三六五号 北海道稲作協会協同農業研究所を特殊稲作研究所に指定の件 (保留)
- 第四一九号 北空知地区に道立北空知水稻試験所設置の件 (保留)

第四二二号 北海道農業試験場上川支場美深分場復活設置の件 (保留)

第四七七号 音更町に国立農業試験場設置の件 (保留)

第四八一号 芽室町に農業試験施設設置の件 (保留)

第四九五号 帯広市に国立北海道農業試験場畑作物部設置の件 (保留)

以上三件にかかる現地調査を過日行つたがまだ調査委員の結論がでていないので一旦休憩して協議、再開後本日に結論を出すことは難しいのでいづれも保留とすることにし、散会後本問題について協議することに決定。(散会後直ちに北門館において全委員及び農務部長、農業改良課長等にて約二時間半にわたり協議会を行つた。)

第四八九号 道立農業技術講習所を訓子府町に設置の件 (採択)

陳情

- 第六四五号 濃霧地帯農業試験場設置の件 (保留)
- 第六五四号 士別市に畑作農業総合試験施設設置の件 (採択)
- 第六六一号 空知園芸試験地設置の件 (保留)
- 第七八三号 道南地区に道立小家畜(種禽を含む)種畜分場設置の件 (採択)
- 第八〇四号 函館市立種畜場を道立に移管の件 (採択)

一般議事

① 本日聴取した陳情は次の通り。

(1) 音更町に国立農業試験場設置の件について 音更町議会議長

○十二月十九日 午後一時四十分、第三委員室において開議、午後四時五十分散会、委員長 朝日昇(協ク)

付託案件の審査

① 議案第二十二号、第二十三号、第二十四号、第二十五号、第二十六号、第二十七号を一括議題とし、農政課長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

② 議案第三十七号を議題とし、農政課長より説明を聴取、ついで笠井副委員長(社)より、入所資格の引上げ改正は門戸を狭くするのではないか、吉田委員(自民)より、以前は中学卒で且つ経験ある者に重点を置いていたが最近はどうか、これに関連して組合職員で希望者があれば優先的に入所させてほしい旨、桶谷委員(自民)より、組合現職員で再教育を要する者のため短期講習会を活発に開いて貰いたい旨の質疑及び意見があり、農政課長より答弁の後、異議なく原案可決に決定。

請願、陳情の審査

陳情

第八五八号 網走、十勝管内災害用種籽購入費助成の件

(採 択)

第八六二号 石狩管内における寒地農業確立対策の件 (採 択)

第八六三号 根室管内の農業災害対策の件 (採 択)

第八八四号 道南地区農業改良普及員の増員の件 (採 択)

農業試験場関係の請願、陳情及び今後付託されるものの審査については新委員会に引継ぐことに決定。

一 般 議 事

① 前議会より調査継続中の寒地農業確立対策並びに農業試験場整備拡充の二件については新委員会に引継ぐことに決定。

② 橋本(正)委員(社)より、本年の冷害対策事情について質疑(資料答弁とすることとした。)の後、国立農業試験場畑作部の設置場所等について協議のため午後二時三十分休憩(休憩中、北門館において協議会を開催)、午後四時四十分再開後、本件については権威あ

る学識経験者による新判定機関を設け、この機関に結論を出して貰うことについて諮り、異議なくそのことに決定、人選については理事者側が行い委員会に報告することとした。

○十二月二十三日

午後十時七分、各派交渉室において開議、午後十時二十分散会、委員長 二瓶栄吾(協ク)

正副委員長の互選

① 蒔田臨時委員長(自民)より、委員長互選の方法について諮り、舟木委員(社)より、各派一名ずつの選衡委員により正副委員長を選衡されたい旨、桶谷委員(自民)より、選衡委員には二瓶(協ク)杉本(自民)舟木(社)各委員を推選したい旨の動議を提出、異議なくそのことに決し、一旦休憩(休憩中、選衡委員の協議を行い、委員長には二瓶委員(協ク)、副委員長には坂下委員(社)を決定)、再開後、委員長は選衡委員の決定通り二瓶委員(協ク)とすることに異議なく決定。

② 次に二瓶委員長より副委員長の互選に入る旨を述べ、選衡委員の決定通り坂下委員(社)を副委員長とすることに異議なく決定。

一 般 議 事

① 前委員会より引継ぎを受けた請願、陳情審査の件並びに事務調査の件についてはいづれも閉会中継続審査及び継続調査とすることに異議なく決定。

② 昭和三十三年度農務部関係国費予算獲得等の中央折衝を明年早々行う必要が生じ委員会開催のいとまがない場合の委員派遣等については委員長に一任することに決定、なお、派遣委員はあらかじめ決めておくこととし、協議の結果、正副委員長及び堀野(社)佐久間(自民)各委員が第一班として上京することに決した。

建設委員会

○十二月十八日 午後一時三十三分、第一委員室において開議、午後二時五十五分散会、委員長 佐々木利雄（自民）

付託案件の審査

議案第三十三号を議題とし、土木部長より説明を聴取の後、児見山委員（社）より、今後予想される敷地貸付願出数、立木払下げ方針及び払下げ料金等について質疑、土木部長より答弁があつて、異議なく原案可決に決定。

請願、陳情の審査

請願

- 第二一八号 日雇労働者の簡易住宅建設の件 (保留)
- 第四一〇号 ブロック生産業者育成強化の件 (保留)
- 第四〇二号 愛別村地内狩布川を準用河川に昇格の件 (採択)
- 第四〇三号 愛別村地内班溪川を準用河川に昇格の件 (採択)
- 第四三八号 尻岸内村道古武井磯谷線を道々に昇格の件 (採択)
- 第四四八号 佐呂間町地内武士川外二河川を準用河川に昇格の件 (採択)
- 第四五〇号 網走市地内卯原内川を準用河川に昇格の件 (採択)
- 第四六二号 北松山町地内太櫓川、真駒内川改修工事実施の件 (採択)
- 第四六三号 天塩川水系総合開発に関する件 (採択)
- 第四七一号 上湧別町地内富美川を準用河川に昇格の件 (採択)

陳情

- 第四七二号 上湧別遠軽間環状路線を道々に昇格の件 (採択)
- 第四八六号 日高村地内千呂露川を準用河川に昇格の件 (採択)
- 第四九八号 苫小牧工業港背面都市計画施行の件 (採択)
- 第四九九号 本別町地内東橋架替実施の件 (採択)
- 第五〇四号 常呂町地内クマ川及び幌内川を道費河川に認定の件 (保留)
- 第四三五号 苫小牧市中野一号道路新設に対し道費補助の件 (保留)
- 第四三八号 幕別町字止若地内一級国道幕別足寄線間を道々に昇格の件 (保留)
- 第四四二号 道々幌加内川旭川線の一部路線変更の件 (採択)
- 第六八六号 釧路市雄別線北斗駅間道路架設の北斗橋を永久橋架替工事施行の件 (採択)
- 第七二一号 大樹町地内町村道中島線及び歴丹原野線を道々に昇格の件 (保留)
- 第七六七号 豊平川堤防敷地使用許可の件 (保留)
- 第七六四号 国土開発縦貫自動車道建設の件 (保留)
- 第七九二号 砂川歌志内地内町道北二号線道路を道々に昇格の件 (保留)
- 第八一八号 道々小樽定山溪間道路整備完成の件 (採択)
- 第八一九号 新得町屈足上川町層雲峡間道路を開発道路に編入の件 (採択)
- 第八二〇号 白糠町地内和天別川を準用河川に認定の件 (採択)
- 第八二一号 道々新得本別線中新得町屈足市街側溝施設工事実施の件 (採択)

第八二二号 中頓別町地内小頓別駅前道路を道々に昇格の件 (不採択)

第八二六号 道々函館白尻森港線中尾札部函館間道路改良工事施行の件 (採択)

第八三九号 十勝支庁管内九月水害による土木施設復旧対策の件 (採択)

第八四九号 自家発電施設使用の水利権使用料免除の件 (保留)

保留分及び今後付託されるものについてはそれぞれ新委員会に引継ぐことに決定。

一般議事

- ① 本多委員(自民)より、公営住宅建設事業予算及び寒住法予算確保に関する中央折衝の経過について報告、児見山委員(社)より、要求の北海道寒地建築研究所試験研究施設整備補助金百九十万円及び住宅改善指導センター設置補助金九百七十五万円の内容について質疑があり、建築部長より答弁、ついで道内公営住宅建設状況視察の結果について道南班に関して和平委員(社)より、道北班に関して児見山委員(社)より、それぞれ報告。

- ② 調査事項である道路整備十カ年計画策定に関する件は新委員会に引継ぐことに決定。

○十二月二十三日 午後十時二十五分、議員応接室において開議、午後十時三十六分散会、委員長 中牧保(自民)

正副委員長の互選

- ① 高橋(石) 臨時委員長(協ク)より、委員長互選の方法について諮り、糸川委員(社)より、指名推選の方法により中牧委員(自民)を委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

- ② 中牧委員長より、副委員長互選の方法について諮り、糸川委員(社)

より、指名推選の方法により高橋(石) 委員(協ク)を副委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

一般議事

- ① 前委員会より引継ぎを受けた請願、陳情及び事務調査案件については更に閉会中継続審査及び継続調査とすることに異議なく決定。
- ② 明年早々昭和三十三年建設関係予算獲得等の中央折衝を必要とする場合の委員派遣について諮り、一旦休憩の後、本件については明二十四日午後三時より委員会を開き協議することに決定。

○十二月二十四日 午後三時三十五分、第一委員室において開議、午後四時三十二分散会、委員長 中牧保(自民)

一般議事

- ① 昭和三十三年度土木部、建築部関係国費予算に関する中央折衝の件を議題とし、土木部長及び建築部長より、中央情況等について説明を聴取の後一旦休憩、再開後両部関係としてそれぞれ三名ずつ二班を派遣(第一班は一月四日より十二日までの九日間、第二班は一月八日より十六日までの九日間)することとし、派遣委員及び引継日時等については委員長一任とすることに異議なく決定。散会后、派遣委員は第一班土木関係速藤(社) 本多(自民) 黒松(協ク) 各委員、建築関係委員長及び川口(自民) 窪田(社) 各委員、第二班土木関係佐々木(自民) 大石(社) 児見山(社) 各委員、建築関係高橋(石) 副委員長及び齋藤(社) 糸川(社) 西島(自民) 各委員、両班の引継日時は十日午後三時と決定。

- ② 土木部長より、北海道離島航路の現況と対策及び北海道離島航路整備会社設立要綱案について説明、あわせて協力方要請があつた後、本多委員(自民)より、難島航路整備会社の事業目的、利札航路については国鉄の延長として考えることはできないかどうか等について、高橋(石) 副委員長(協ク)より、奥尻航路には良い船があり且

つ旅客も相当あるにもかかわらず赤字経営である理由について、大石委員（社）より、宇登呂海運株式会社の所有船第十三拓洋丸は五十五トンでトン数不足のため不適格船となつてはいるにかかわらず五十トンの新船を建造する理由、神威港運株式会社所有の魚丸はトン数過小で不適格船となつた点等について、糸川委員（社）より、余市美国間就航の金勝丸は売却されるという話があるが事実かどうかについて質疑及び意見があり、土木部長より答弁の後、本件については了承することに異議なく決定。

農地開拓委員会

○十二月十八日 午後零時十三分、各派交渉室において開議、午後一時

四十分散会、委員長 宮北三七郎（社）

付託案件の審査

議案第二十八号について開拓経営課次長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

請願、陳情の審査

請 願

第一七〇号 恵庭町自衛隊演習地買収反対の件 （審議未了）

第三〇八号 恵庭町盤尻地区の自衛隊演習場用地買収反対の件

（審議未了）

第三四〇号 新冠村村有林アクマツプ地区開放中止の件

（審議未了）

第三五三号 農林省十勝種畜場を入植地として開放の件

（保留）

陳 情

第四三四号 千歳町所在買収土地返還の件 （保留）

第四五三号 土地改良事業地元負担金特別措置の件 （不採択）

第四八七号 浜益村所在国有未墾地払下げの件 （保留）

第四九〇号 空知管内開拓地の造田事業に関する件 （採択）

第四九七号 別海村所在造林指定地並びに緊急造材地開放の件 （採択）

第五〇一号 七里原野地区改良事業施行の件 （採択）

第五〇二号 北竜村字美葉牛開拓適地買収及び小豆沢農業用溜池新設の件 （保留）

第三五四号 開拓林野行政の調査に関する件 （保留）

第六一五号 開拓林野地調整の件 （保留）

第七四〇号 開拓適地として北見市所在道有林解放の件 （不採択）

第七八四号 林地を農耕地として開放の件 （保留）

第八三二号 浦河町上杵臼開拓農業協同組合の不正事件に対し善処の件 （審議未了）

第八三三号 浦河町上杵臼開拓農業協同組合の不正皆無に対し適正措置の件 （審議未了）

第八三七号 十勝支庁管内九月水害による罹災開拓者救済対策の件 （採択）

第八五五号 由仁町所在国有未開地を水源涵養地として存置の件 （採択）

第八六七号 胆振管内開拓地冷害対策の件 （採択）

第八六八号 新十津川町中徳富地区に軌道客土実施の件 （採択）

第八八五号 胆振支庁管内開拓農家冷害救済対策の件 （採択）

保留したものについては新委員会に引継ぐことに決定。

保留したものについては新委員会に引継ぐことに決定。

一般議事

事務調査事項である開拓不振地区振興対策、開拓農家負債整理促進対策、土地改良事業の拡充対策、開拓林野両行政の調整に関する件については新委員会に引継ぐことに決定。

○十二月二十三日 午後十時一分、副議長室において開議、午後十時五分散会、委員長 笠井幸衛（社）

正副委員長の互選

① 西川臨時委員長（自民）より、委員長互選の方法について諮り、朝日委員（協ク）より、指名推選の方法により、笠井委員（社）を委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

② 笠井委員長より、副委員長互選の方法について諮り、朝日委員（協ク）より、指名推選の方法により、西川委員（自民）を副委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

一般議事

① 前委員会より引継ぎを受けた請願、陳情の審査及び事務調査の件については閉会中継続審査及び継続調査とすることに決定。

② 昭和三十三年度開拓関係予算の中央折衝について協議、中央情勢からして委員会を開くとまのない場合は派遣委員及び期間等を委員長に決定に一任することにした。

水産委員会

○十二月五日 午後二時十五分、第一委員室において開議、午後四時三十六分散会、委員長 時田政次郎（社）

請願、陳情の審査

請願

第四七三号 中型機船底びき網漁業禁止区域拡大の件（保留）

陳情

第六一三号 海区委員会書記の身分保障等要望の件（保留）

第七五一号 小樽、留崩根拠底びきの宗谷海区移転反対の件（保留）

第八一〇号 噴火湾小型機船底びき網漁業に対する転換漁業設備資金助成の件（採択）

松平委員（自民）より、これら漁業に小手練漁業を止めさせた時期及び転換隻数とトン数、これに関連して当該海域の小手練は本来二十九年で転換完了しているべきもので、これを更に五年延期することにより転換資金はいらぬとの話し合になつていたものであるから不採択にすべきである旨（関連して、沖野委員（自民）より、本件の取扱い如何は留崩等地区の同様ケースの取扱いに影響があるが、これに対する見解について、井野委員（社）より、良心的に転換する者には何等かの考慮を払つてやるべきであり、また他地区の同様ケースについてはそれぞれの海区の特殊事情により措置すべきである旨の質疑及び意見があり）、阿部委員（自民）より、転換者に対する道の助成策、本件の取扱い等について質疑及び意見があり、水産部長より答弁の後、異議なく採択に決定。

第八一一号 いか総合対策に伴うするめ一元集荷実施の件（採択）

第八三〇号 余市町豊浜住友鉱山の鉱毒防除措置促進の件（採択）

第八四一号 にしん沖刺網漁業許可方針改正の件（保留）

沖野委員（自民）より、道提出のにしん沖刺網と先般の委員

会における申し合せ事項とは表現は似ているがその内容については疑義のある事項もあるのでこの点を検討の上本陳情を審査すべきであるとの意見があり、これに対し川村委員(社)より、本陳情の趣旨は委員会決定と何等変りはない旨、井野委員(社)より、道水産部の今般執つた処置と過般の委員会においての決定線とは喰違ひはない旨の見解が述べられ、午後三時二十分一旦休憩、午後四時三十分再開の後、本陳情については次期委員会まで保留することとした。

一般議事

① 道水産会より、明年一月十三日モスクワで開会予定の明年度北洋出漁問題を議する日ノ漁業委員会へ出席の日本側代表団選任に関する要望書が提出されているが、この取扱については要望書のおり関係方面に対し議長名をもつて要請することを諮り、異議なくそのことに決定。

② 沖野委員(自民)より、利礼ボケツト海域における沿岸側たこ縄漁業は底曳漁業によりほう大な損失を被つているため、この対策方について関係漁民が明日来札陳情する予定である旨を述べ、これが協力量方について要請があつた。

○十二月十四日

午前十一時五十分、第三委員室において開議、午後四時五十八分散会、委員長 時田政次郎(社)

一般議事

① 委員長より、底曳にしん混獲に対する制限措置の撤廃について再度水産庁より回答が迫られているが、これに対する部長の考え方について質疑があり、水産部長より答弁、ついで沖野委員(自民)より、適切なる調整策はいつ打出せるか(関連して、岡田委員(社)より、予定されている春にしん懇話会において結論が出ない場合の方策について)について質疑があり、水産部長より答弁の後、沖野

委員(自民)より、本件については新委員会に申し継ぐべきであるとの発言があり、これを諮つて異議なくそのことに決定。

② 底曳禁止区域改訂問題のその後の経過について漁業調整課長より説明を聴取の後、本件については既に本委員会において決定されているので、この早急実施に向つて協力を期すことについて諮り、異議なくそのことに決定。

③ 太平洋鮭鱒延縄漁業増枠問題のその後の経過について水産部長より説明を聴取、ついで川端副委員長(自民)より、本道枠が過少であるのは鮭鱒流し網漁業権利の内地移動が原因であるとの意見があり、水産部長より応答があつた後、本漁業の許可制度に当り本道は強く反対した経緯もあり、今後本道分増枠方について中央運動を行うことの是非について委員長及び川端副委員長(自民)並びに松平(自民)阿部(自民)川村(社)沖野(自民)各委員の間に意見の交換があり、一旦休憩、再開後、本件については今後増枠方について中央折衝を推進することに異議なく決定。

④ 太平洋岸における十トン未満漁船の鮭鱒漁業を自由操業とする問題の経過について水産部長より説明を聴取、ついで委員長及び川端副委員長(自民)並びに川村(社)阿部(自民)各委員より、本件については鮭鱒を表面に出さず零細漁家対策の見地より十トン未満漁船経営のあり方の問題として打出すかどうかについて意見交換の後、十トン未満漁船経営のあり方の検討についてはなお時間を要するので今後の問題とし、差当つては鮭鱒を旗印にかかげることとした、ついで川端副委員長(自民)及び沖野委員(自民)より、水産庁が要求トン数の逐次上昇を懸念している点より十トン未満の線を明示すべきであるとの意見があつた後、十トン未満の線を強く打出して中央折衝を推進することに異議なく決定。

⑤ 明年度北洋出漁問題を議する日ノ漁業交渉に対する本道側の要望問題について水産部長より説明を聴取の後、午後一時四十分一旦休

憩、午後二時四十六分再開後、阿部委員（自民）より、中央に提出する要望書の内容についてはあらかじめ委員会に提示して了承を得るべきであるとの意見が、要望事項にオホーツク沿岸漁民の西カム海域出漁問題を取上げた根拠及びこれが他漁業に及ぼす影響（川村委員（社）より、同様の質疑、また松平委員（自民）より、本要望実現の見通しについて質疑があり）等について、川端副委員長（自民）より、要望事項（一）の理由文の表現は卒直にすべきである旨、要望事項（二）の漁獲量については輿論を統一することが妥当である旨、東カム海域入会問題を未解決のままオホーツク沿岸漁民の西カム海域出漁問題を取上げたことは妥当でない旨、これに関連して日ソ漁業交渉に及ぼす影響等について、それぞれ質疑及び意見があり、水産部長より答弁、午後三時五十分一旦休憩、午後四時四十五分再開後、水産部長より、オホーツク沿岸漁民の出漁問題に関しては委員会に請願、陳情が付託されているので、その審査決定の線を尊重し行政的に充分検討の上善処したい旨を述べた。

⑥ 沖野委員（自民）より、前委員会で留保されたにしん沖刺漁業の共同経営問題については次期委員会の問題としたい旨の発言があった。

⑦ 前委員会で保留となつた陳情第八百四十一号にしん沖刺網漁業許可方針改正の件については取下げ願があつたのでこれを了承。

○十二月十八日 午後一時三十分、第二委員室において開議、午後二時三十七分散会、委員長 時田政次郎（社）

一般議事

① 委員長より、日ソ漁業交渉に対する要望の件を今議会において意見案として上提したい旨を述べた後、草案を書記朗読、ついで沖野委員（自民）より、交渉議題となるにしん及びたらばがに漁業の規制問題に対する理事者の考え方について質疑、水産部長より答弁の

後、この問題については代表団と充分連絡の上遺憾なきを期せられたい旨を要望、ついで本件を意見案として今議会上提することについて諮り、異議なくそのことに決定、次に案文整理委員を各党より挙げることにし、同委員の選任その他本会議上提の手続き等については委員長に一任することに決定。

② 請願、陳情審査の保留分及び今後付託されるもの並びに事務調査の件については新委員会に引継ぐことに決定。

○十二月二十三日 午後十時五分、第二委員室において開議、午後十時十三分散会、委員長 時田政次郎（社）

正副委員長の互選

① 川瀬臨時委員長（協ク）より、委員長互選の方法について諮り、松平委員（自民）より、指名推選の方法により時田委員（社）を委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

② 時田委員長より、副委員長互選の方法について諮り、黒沢委員（社）より、指名推選の方法により沖野委員（自民）を副委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

一般議事

前委員会より引継ぎを受けた事務調査案件及び請願、陳情審査の件の取扱いについては委員長に一任することについて諮り、異議なくそのことに決定、ついで明二十四日午前十時より委員会を開くことを決定。

○十二月二十四日 午前十時十五分、第三委員室において開議、午後零時五十一分散会、委員長 時田政次郎（社）

一般議事

① 近海漁業安全操業に関する根室大会におけるソ連領海十二海里容認問題を議題とし、井野委員（社）より、本件は日ソ漁業委員会の

文教林務委員会

○十二月二十日 午前十一時二十一分、第二委員室において開議、午後零時五十六分散会、委員長 中野定敏(社)

付託案件の審査

議案第三十二号を議題とし、林務部長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

請願、陳情の審査

- 第三五七号 増毛町別刈地区道有林を農耕適地として開放の件 (保留)
- 第三九六号 七飯村地内道有林横津岳地帯管地貸付の件 (保留)
- 第四六五号 幌加内村地内朱まり内湖を道立公園に指定の件 (保留)
- 第四八二号 ニセコ道立公園を固定公園に指定の件 (保留)
- 第一五〇号 追分高等学校を道立移管の件 (保留)
- 第四八八号 足寄高等学校を道立移管促進の件 (保留)
- 第四二〇号 札幌市に総合博物館設置の件 (保留)
- 第三九九号 道立高等学校の学級増設並びに独立校舎新設の件 (保留)
- 第四三六号 札幌市に道立高等学校設置の件 (保留)
- 第四四四号 北海道静内高等学校に家庭科増設の件 (保留)
- 第四六四号 長万部高等学校に普通課程一学級増設の件 (保留)
- 第四九一号 美深高等学校道立移管の件 (保留)

開会が間近に迫っている際でもあるので慎重に扱わねばならないとの意見を述べた後、道はこの地域住民の意志を如何に把握しているか、また、この考えを推進せしめるつもりか押えるつもりか、漁業公社が西カム銚鱒漁業に関し直接対ソ交渉を行つていることを道は知つてゐるかどうか、安全操業問題に対する道の基本的な考え方等について、黒沢委員(社)より、道は本問題についての情報を事前につまえていなかつたのかどうかについて、川村委員(社)より、安全操業問題については根室地域問題のみ取り上げられ道北、樺太方面に關してはなおざりにされている感がある点及びソ連領海十二海里容認問題の趣旨は意見案第三号の趣旨と同様であると思われる点に対する道の見解について、それぞれ質疑及び意見があり、漁政課長より答弁、ついで沖野副委員長(自民)及び井野委員(社)より、本問題について現地の意向を早急に調査把握の上委員会に報告されたい旨の要望があつた後、午前十一時五十五分一旦休憩、午後零時四十分再開後、安全操業にかかわる根室問題については前回からの経過もあり、意見案第三号の趣旨に沿つて領土領海問題とは別途に促進することに異議なく決定。

② 北洋漁獲量等に関する要望、安全操業促進、底曳禁止区域改訂促進等の件及び明年度水産関係国費予算について中央折衝を行うこととし、派遣委員、日程等については委員長に一任することに決定。

③ 沖野副委員長(自民)より、現在までにおける冬にしん漁獲量について質疑があり、水産課長より答弁。

第五一〇号 釧路教育会館移転改築の件

(採 択)

陳 情

第五三〇号 津別チミケツブ周辺道有林を農耕適地として開放の件

(保 留)

第五五三号 造林育成対策の件

(保 留)

第七一七号 民有林買収調整に関する件

(保 留)

第七三九号 利礼道立公園区域拡大の件

(保 留)

第七六九号 輸出銘木の信用保持と公正取引維持の件

(不採 択)

第七八九号 南松山地域を道立公園に指定の件

(保 留)

第一八九号 追分町立高等学校を道立に移管の件

(保 留)

第六五〇号 教職員の給与等の支出命令権委任の件

(採 択)

第六九五号 天塩高等学校に農業課程設置の件

(保 留)

第七五四号 釧路教育館建設に対し助成の件

(採 択)

第七五五号 道立栄高等学校旧校舎譲与の件

(保 留)

第七九三号 足寄高等学校を道立移管の件

(保 留)

第八三一号 支出命令権を教育委員会に委任の件

(採 択)

第八四七号 道立紋別高等学校の普通課程一学級増設の件

(保 留)

第八五一号 上川高等学校を道立移管の件

(保 留)

第八七七号 小樽緑陵高等学校校体育館改築の件

(採 択)

第八七八号 札幌盲学校校舎建築促進の件

(採 択)

第八七九号 道立養護学校設置の件

(保 留)

第八八〇号 義務教育諸学校施設費国庫負担法制定促進の件

(保 留)

第八八一号 教育充実対策の件

(採 択)

第八八二号 旭川工業高等学校に自動車課程の設置及び寄宿舎建設の件

(保 留)

第八八九号

旭川西高等学校に特別教室等増築の件

(保 留)

一 般 議 事

① 福島副委員長(自民)より、ニセコ道立公園を固定公園指定に関する現地調査の経過について報告書によつて報告、ついで伊藤(弘)委員(自民)より、輸出インチ材が検査の標識等で汚損されて外国から不評を買っていることに関連してこれに対する考え方、検査機構の強化並びに適正な指導をしてほしい旨の質疑及び意見があり、林務部長より答弁。

② 次に義務教育諸学校施設費半額国庫負担法制定に関する意見書の提出について諮り、異議なくそのことに決定。

③ 本日聴取した陳情は次のとおり。
幌向高等学校(定時制課程)の設置認可について

幌向村助役

○十二月二十三日 午後十時五分、議長室において開議、午後十時十五

分散会、委員長 河野辰男(社)

正副委員長の互選

① 大沢臨時委員長(自民)より、委員長互選の方法について諮り、五藤委員(社)より、指名推選の方法により河野委員(社)を委員長とされた旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

② 河野委員長より、副委員長互選の方法について諮り、五藤委員(社)より、指名推選の方法により大沢委員(自民)を副委員長とされた旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

一 般 議 事

① 次に付託請願、陳情の閉会中継続審査とすること及び明年早々緊急に予算折衝等で上京する場合の委員派遣については委員長一任とすることについて諮り、異議なくそのことに決定。

② 次に次回の委員会開催日について諮り、中野(定)委員(社)より、委員会の招集については教育委員会、林務部と打合せの上決定

されたい旨の意見があり、招集日については正副委員長一任に決した。

特別委員会

予算特別委員会

○十二月十七日 午後六時十五分、第一委員室において開議、午後六時

二十八分散会、委員長 森川清（社）

- ① 川瀬臨時委員長（協ク）より、委員長互選の方法について諮り、各派の代表者をあげ休憩して協議することとし、暫時休憩、午後六時十九分再開、福島委員（自民）より、指名推選の方法により森川委員（社）を委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。
- ② 森川委員長より、副委員長互選の方法について諮り、福島委員（自民）より、指名推選の方法により深山委員（自民）を副委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定、暫時休憩の後、午後六時二十七分再開。

③ 次に委員会の議事運営について諮り、質疑の方法は原則として一括質疑とし、発言の順位は一般質疑の通告の形式による通告順によることとした。

④ 予算審査の日程は十八日土木部、建築部、民生部、衛生部、農務部、農地開拓部、林務部各所管、十九日商工部、労働部、水産部、公安委員会、教育委員会、総務部各所管毎に審査を行うこととした。

○十二月十八日 午前十時五十一分、議場において開議、午後四時十六

分散会、委員長 森川清（社）

- ① 委員の議席を着席のとおり指定の後、議案第九号ないし第二十一号、報告第一号及び第二号を一括議題に供し、渡部委員（社）より、冬期間における道路の除雪対策について特に冬期交通の確保に関連して国道が昨年より約二倍の伸びを示しているのに道が一割程度しか伸びていない理由、道自身が行い得ない場合町村に対して補助をするかあるいは機械購入のあつせんをするなどしてその万全を期すべきであるがこれに対する考え方について、松尾委員（自民）より、千島引揚者の援護対策特にこれら引揚困窮者の取扱方針、国に対する援護措置の要請及び今後の見通しについて、小島委員（社）より、道東、道北地方の冷害農民の救済対策特に救農土木事業等で救われない学童及び心身脆弱者の生活保護対策並びに防疫対策について、深山委員（自民）より、(1)冷害地区における生活要保護世帯数とその概況、準要保護者に対する薪炭補助支給の状況、(2)婦人保護相談所の利用状況、(3)保健所における医師の充足対策と定数との関係等について、伊藤（作）委員（自民）より、(1)都市計画事業の執行に際し土地所有者間に権利移転を生じた場合の地番決定の方法、土地区画整理を行ったため所有者が知らないで税を二度支払った場合の責任の所在とこれに対する処置、受益者負担の割合、(2)来年度における公営住宅の建設計画とその見直し等についてそれぞれ質疑、民生部長、衛生部長、土木部長、建築部長、都市計画課長より答弁があつて、民生部、衛生部、土木部、建築部各所管に対する質疑を終結、午後零時四十分休憩、午後三時十分再開。
- ② 農務部、農地開拓部、林務部各所管に対する質疑に入り、大石委員（社）より、(1)林務、開拓両行政の調整について農林省の基本的方針は決つたかどうか及び開拓審議会土地部会委員の構成変化の経緯、(2)戦後の樹木乱伐による農地侵蝕に対し、道が現在までとつた

措置及び今後の対策方針等について、松尾委員（自民）より、(1)特用作物が最近減反状況にあることに関連して、その推移と今後の生産指導に対する見解及び輸出振興の問題、(2)ミンクの使用が近來非常に高まつていることに関連して、今後のミンク飼養奨励に対する見解及びミンク協会の運営問題、品質検査実施問題、輸出増進問題等について、杉本委員（自民）より、(1)木糖問題に関し、東急及び東横デパートから寄付された理由、寄付金は年度内に全額受取ることでできるかどうか、国庫補助について今後の見通し及び今年度補助金は中間試験のどの過程に使用されるか、来年度予算における道費措置の見通し、(2)宗谷地区においては累積する冷害あるいは借金返済のため多数の牛が手離されていることに関し、その数と道の対策等について、深山委員（自民）より、馬の伝病問題に関し、その後の研究進捗状況、三十、三十一、三十二年度における該病によると殺数及びこれによる保険金の支払額、と殺後の肉の処理問題に關連して罹病馬を殺さずに輸送した場合伝染の一因となるが入札処分後についてはどこが取縮るか及び罹病馬の貨車輸送は違法ではないか等について、福島委員（自民）より、(1)明年度の開拓適地選定について道の方針、(2)農林省は明年度予算に寒冷地における開拓者の畜産転換融資資金として二百億円要求していることに關しその内容及びこれが在來の補助制度から融資制度へ切換えるテストケースになるかどうかについて道の見解等についてそれぞれ質疑及び意見があり、農務部長、農地開拓部長、林務部長より答弁があつて、農務部、農地開拓部、林務部各所管に対する質疑を終結。

○十二月十九日 午前十時五十六分、議場において開議、午後四時三十分散會、委員長 森川清（社）

① 商工部、労働部、水産部、公安委員会各所管に対する質疑に入り、福島委員（自民）より、(1)明年開催される北海道博に対する予算補

助の考え方、補助対象とその具体的内容、札幌、小樽市に対する補助の見通し、(2)物産あつせん事務所のあり方特に道産種ばれいしよの取引に關連して代金決裁が行われていない場合その責任の所在、北海道福岡物産あつせん事務所が北海道観光物産株式会社の中に仮住居しているので取引上その相手方が間違われ易いが、この会社が設立された経過とこのような名称を冠した場合の危険性に対する考え方、(3)町村合併に伴う漁業協同組合の合併分割に対する指導方針について、沖野委員（自民）より、(1)するめの一元集荷問題特に函館海産商組合からの二元集荷に対する陳情があつたことに關連してその指導方針及び水産部と商工部との話合いの経過、(2)礼文島における旧香深村、船泊に対する電気供給の一本化問題、(3)町村合併に伴う漁業協同組合の統合に対する考え方、(4)最近の海流異変により魚族の接岸が遅れていることに關連して試験機関の科学調査結果の普及徹底に対する指導方針、(5)にしん定置漁業協同組合の再建とにしん沖刺転換指導方針（關連して、川村委員（社）より、するめの一元集荷について質疑があり）、深山委員（自民）より、(1)駐留軍労働者の失業対策特に明春一月行われる予定の解雇者に対する失業対策、(2)失業保険受給者の資格条件変更に伴う季節労働者等の適用除外者に対する特例措置等について質疑、商工部長、水産部長、資源課長、水産課長、失業保険課長より答弁があつて、商工部、労働部、水産部、公安委員会各所管の質疑を終結、午後零時二十六分休憩、午後二時二十六分再開。

② 次に総務部、教育委員会所管に対する質疑に入り、山本委員（自民）より、(1)教員の勤務評定実施に關連して非行教員の進退を判定する機関及びその処置、(2)通信教育の推進方策及びその効果について、伊藤（作）委員（自民）より、中小水道の補助問題に關連して窮乏町村への補助に対する考え方、水道会計の赤字対策、長期低利資金のあつせんと利子補給に対する考え方について、福島委員（自

民)より、財政問題特に道税の収入が前年度に比し約五・二%上昇しているが十月以降における伸びはどのくらいか、また特別交付税の今後期待できる額及びその見通し、自動車取得税創設の原因が削減しているのにおおこれらを存続することに対する考え方について、

阿部委員(自民)より、(1)三十一年度決算における実質赤字に關連してその内容、決算見込みにおける実質赤字が刻々変化しているが出納閉鎖整理後に歳入が増加したのではないか、また道税収入率が向上していることに關連して今後まだ伸びる余地があるのではないか、道税の滞納繰越分が多額に欠損処分されているので必然的に徴収率が上昇することになりなお徴収率が上昇できると思うがその見通し、(2)年度末までの追加予算計上の有無、特別交付税増額獲得に對する見通し、道税払戻金の有無、道有財産整備資金特別会計で取得した財産の帰属、石狩支庁庁舎完成の時期、建築費の総額、契約締結の状況、三十二年度末における財政収支の見通し、三十三年度における財政再建計画提出に対する意思の有無等についてそれぞれ質疑があり、総務部長、教育長、総務部次長、財政課長より答弁があつて、総務部、教育委員会所管に対する質疑を終結、以上をもつて付託案件に対する質疑を全部終了することに決定、付託案件について更に検討するため各党代表者をあげて意見調整をすることとした。

○十二月二十日 午後四時三十三分、議場において開議、午後四時三十分散会、委員長 森川清(社)

- ① 松尾委員(自民)より、各党代表者会議における意見調整の結果について報告があり、ついで議案第九号ないし第二十一号、報告第一号及び第二号を一括議題とし、異議なく議案第九号ないし第二十一号は原案のとおり可決、報告第一号ないし第二号は承認議決とすることに決定。

- ② 次に委員長報告の文案については委員長一任とすることとし、委

員長より、付託案件に対する審査終了の挨拶を述べた。

総合開発調査特別委員会

○十二月二十三日 午後十時二十五分、第三委員室において開議、午後

十時三十分散会、委員長 岩本政一(自民)

- ① 秋山臨時委員長(協ク)より、指名推選の方法について諮り、岩田委員(自民)より、指名推選の方法により岩本委員(自民)を委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

- ② 岩本委員長より、副委員長互選の方法について諮り、岩田委員(自民)より、指名推選の方法により塚田委員(社)を副委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

- ③ 明日午前十時委員会を開くこととした。

○十二月二十四日 午前十一時五十分、第一委員室において開議、午後

一時四十五分散会、委員長 岩本政一(自民)

- ① 前委員会より引継のあつた(一)総合開発第二次五カ年計画閣議決定促進及び同計画完全実施に關する問題、(二)総合開発第二次五カ年計画中昭和三十三年度国費予算獲得に關する問題、(三)寒地農業振興確立に關する問題、(四)未開発地文化厚生事業促進に關する問題、(五)函館トンネル建設促進に關する問題について本委員会として引き続き調査することについて諮り、異議なくそのことに決定、ついで財政課次長より、昭和三十三年度北海道開発事業費、道、開発庁、各省庁要求額の内容について説明を聴取。

- ② 開発予算に關する中央折衝について諮り、異議なくそのことに決定、派遣日程、派遣委員については委員長一任とすることに決した。



第四回定例道議会の議決を経た条例の公布調

件名	議決月日	公布月日 公布番号
北海道立診療所条例の一部を改正する条例	一一、二〇	一一、二〇 八二
北海道職員に対する昭和三十二年十二月における期末手当の支給に関する条例	一一、一三	一一、一三 八三
北海道学校職員に対する昭和三十二年十二月における期末手当の支給に関する条例	同	同 八四
北海道地方警察職員に対する昭和三十二年十二月における期末手当及び勤勉手当の支給に関する条例	同	同 八五
北海道知事等に対する昭和三十二年十二月における期末手当の支給に関する条例	同	同 八六
北海道議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	同	一一、一四 八七
北海道知事、副知事及び出納長の給料額及び旅費額並びにその支給条例の一部を改正する条例	同	同 八八
北海道教育委員会教育長の給与に関する条例	同	同 八九
北海道特別職職員給与等に関する条例の一部を改正する条例	同	同 九〇

北海道立労働会館条例	一一、二〇	一一、二〇 九一
北海道立労働会館使用条例	同	同 九二
北海道普通河川及び堤防敷地条例の一部を改正する条例	同	一一、二八 九三
北海道立農業協同組合講習所条例の一部を改正する条例	同	同 九四
北海道立病院条例の一部を改正する条例	同	同 一四
北海道立診療所条例の一部を改正する条例	同	同 二
北海道特設水道取締条例を廃止する条例	同	同 三七
札幌医科大学条例の一部を改正する条例	同	同 四八
北海道林業改良指導員資格試験条例	同	同 五





地方行政義疑問答集

- ① 本号から一つの問題を取上げ、これに関するあらゆる行政実例、判例、学説等を収集して、参考に資することとした。
- ② 内容が多い場合は、分割して登載する。

決算の認定について

決算の期日は効力規定か (法二四二)

(昭和二六、七、一三地自行政第一八三号)
北海道総務部長宛
行政課長回答

問 決算を第二四二条第一項の期日以内にしなかつた場合の処置いかん。強行規定と思われるが、収入役の責任問題となるか。

答 法律上別段の強制規定はないが、違法の措置であるから、職務懈怠等の責任を問われることはありうる。

主要施策の成果等の報告に対する監査委員の審査 (法二四二)

(昭和三一、九、二八 自行政発第八二号)
各都道府県総務部長宛行政課長通知のうち

問 法第二四二条第三項の規定に基き、決算に係る会計年度中の各部門における主

要な施策の成果その他予算の執行の実績に関する知事の報告は、当然には監査委員の決算審査の対象とならないものと解するがどうか。

答 お見込のとおり。

監査委員の決算審査結果の公表 (法一九九)

(昭和三二、四、一七自行政第四七号)
兵庫県総務部長宛
行政課長回答

問 監査委員の監査、検査、審査等の職務事務中、監査の結果については法第九九条第八項の規定により公表の義務を負い且つ権限を有するものであるが、他の検査、審査の結果については監査委員がそれを公表する義務、権限は別に規定されていない。特に決算については法第二四二条第二項の規定により監査委員の監査意見は決算に付けて決算認定の議会に提出されるにとどまり、決算審査に関する事項を住民に衆知させる形式は、同条第四項の規定による告示と考えられる。従つて決算を議会の認定に付する以前に監査委員が決算審査の意見を新聞紙上等に公表することは適当でないと考えるが如何。

答 お見込のとおり。

決算の議案の提出時期 (法二四二)

(昭和二九、三、六
佐世保市議会事務局宛行政課長電信回答)

問 決算の議案を通常予算を審議する議会に同時に提出することは違法か。

答 違法ではない。

地方公営企業の認定に関する疑義について

(地方公営企業法三〇)

(昭和二八、六、二七 電話照会)
京都市役所行政課宛行政課長回答

問一 地方公営企業法第三十条第二項の「当該事業年度終了後三月を経過した後

おいて最初に招集される議会」は、定例会たるを臨時会たるを問わないものであるか、それとも定例会の意であるか。

二 一が臨時会を含む場合、これを臨時会に付託するには法第百二条第二項の告示を要するか、それとも本条本項の規定により告示を要せず、当然に付議すると解すべきか。

答 一 前段お見込のとおり。

二 前段お見込のとおり。

監査委員の除斥について (法一一七)

(昭和三〇、一一、一〇自丁行発第一七二号)
全国市議会議長会事務局長宛行政課長回答

問 一 監査委員中、議員より選出された委員は監査報告が審議される際は一般に除斥されることとなるか。

二 もし一般に除斥されないとしても、右の監査委員による報告について不正監査の疑いがあり、それを議題として議会で審議する際には右の委員は除斥されることとなるか。

答 一 除斥されない。

二 監査に際しての監査委員個人の不正行為を究明することを目的とする議題の審議については、お見込みのとおり。

議会の検閲並びに検査権 (法九八)

(昭和二六、九、三自自行発第二六〇号)
戸畑市議会議事務局長宛 行政課長回答

問 第九八条の検閲並びに検査は、過去数年度にわたり既に決算済のものまでもそ
及して調査できるか。

答 法律的にはお見込のとおりであるが、決算については、議会においてすでに認
定済のものであれば、一般にはそ及調査することは適当でない。

決算の常任委員会への付託の方法 (法一〇九)

(昭和二八、一一、一一、一七)
秋田県議会議事務局長宛行政課長回答

問 決算を予算案のごとく、部門ごとに各常任委員会に分割付託することができるか。

答 一 委員会に付託すべきものと解する。

特別委員会における決算の繼續審査及び議会の決算認定 (法一一〇)

(昭和二五、一一、二八自自行発第三六九号)
千葉県総務部長宛 行政課長回答

問 国の歳入歳出決算は、決算委員会の審査に付し、その結果を本会議に報告させるのであるが、若しその会期中に審査を終了することができなかつたならば、次の会期にその審査を継続することができる。決算は議案ではないから会期中に議了しなくても会期終了とともに当然消滅するものではない(美濃部達吉氏解説)とのことで、決算は国会法第四七条中の事件及び第六八条中の案件に該当しないようにも考えられるが、会期中に議了できなかった場合は国会法第四七条第二項の規定により議院の議決を経ないで審査を継続しうるか。また、地方自治法第一〇条第三項但書の規定(決算は特別委員会に付託している。)の解釈も同一趣旨であるかどうか。地方自治法第二四二条第二項の規定により、長が決算を議会の認定に付する際、議案(名称、議案第何号、昭和何年度市歳入歳出決算認定について)として提出する例もあるが、この方法は適当であるか。

答 決算の認定も地方自治法第一〇条第三項の事件に該当するものであり、従つて、議会の閉会中においては特別委員会は、議会の議決により特に付託されない(現行法では「付託された特定の事件」でない)限り決算の審査をすることはできないと解する。なお、長が決算を議会の認定に付するに際しては、認定第何号として提出するのが適当であると解する。

決算審査特別委員会に当時の予算執行の責任者たる
部長又は局長の出頭を求めること (法一〇〇、一二二)

(昭和二五、三、二四自連行発第二七号)
大阪府議会事務局局長宛 行政課長回答)

問 決算特別委員会がその会期中に審査を議了せず、閉会中の継続審査を続行する
場合において、当時の予算執行の責任者たる部長又は局長を関係人として出頭さ
せる場合、

一 法第一〇〇条第一項によりまず議会において事務の調査と関係人出頭、記録
の提出等の決議を行い、次にその権限を特別委員会に委任するとともに閉会中
も事務の調査を継続させることの決議を必要とするかと思うか。

二 右の場合に事務の調査、関係人の出頭は具体的に明示して議決すべきもので
あるか。

三 法第一二二条により知事に対し当時の責任者たる当該部長を説明者に委嘱方
を要求しうるか。

四 決算審査につき当時の責任者を出頭させる場合、他に適当な措置があるか。

答 一 お見込のとおり。なお、その議決に基づき委員が証人の出頭証言又は記録の提
出を請求する場合には、会議規則の定めるところにより、議長を經由して請求
するのが適当である。

二 調査すべき議案ないし事務が明瞭である限り、具体的に明示する必要はない。
三 できない。

四 一により承知されたい。法律上は他に適当な方法はない。

決算特別委員会の審査 (法二四二)

(昭和二九、一一、二七自丁行発第二〇五号)
群馬県議会事務局局長宛 行政課長回答)

問 一 決算特別委員会の審査において、第九八条、第一〇〇条第一項の規定による
権限が付与されていない場合、一委員が委員会の席上委員会の議を経ないで、
当人の意思で、議会費の証憑書類中特定議員の旅費を一カ年度間にわたつて出

張先、出張年月日、出張目的、金額等を執行機関の補助者の協力を得て単独で
調査することができるか。

二 前問による法の権限を付与されていない場合、旅費の審査として出張目的を
具体的に知るために、会議の通知書、復命書等の提出及び事務内容(出張事由)
の説明等を委員会において求めることができるか。

三 右の場合、出張内容が議会事務に及んでくるので、執行機関で説明できない
とき、議会事務局長及び書記の説明を委員会において求めることができるか。

答 一 委員会の議を経て行うべきである。

二 「(前問による)法の権限を付与されていない場合」ということが明らかでない
いが、決算の審査のために必要な限りお見込のとおり。

三 お見込のとおり。

決算認定のための審査の範囲について (法二四二)

(昭和三一、二、一一)
関東一都九県議会事務局協議会常任幹事 宛行政課長回答
東京都議会事務局局長

問 一 決算の認定とは執行機関が予算執行の結果を決算書により議会の審査を受
け、その執行の適否について批判することにより住民に対し執行機関の事務の
公正を確保せんとする趣旨のものであるかと思うか。

答 お見込のとおり。

問 二 議会は、決算の認定をしないことができるか。決算認定の効力は、法
的に執行機関の責任を解除するほど強いものでなく、政治的に対団体及び住民
に対する徳義的な責任解除かと思うか。

答 決算が認定されなくても決算の効力に影響はないかと思うか。

問 三 決算審査権の内容は、決算報告書に基づき、監査委員審査意見書を根拠として
行われ、立証として証書類が付されるのであるが、審査において議会は検査機
関として行政各庁の一々の収入、支出が合法的なりや違法なりやを検査するの
ではなく、県(市町村)の財政上の基本を議決する権限に基いて知事(市町村
長)から提出されたある年度の決算を県(市町村)の決算として是認するかど

うかを決するに過ぎないと思うがどうか。

更に監査委員の権限の如く出納過程の違法又は不当を検査するものではなくて、形式上の決算を実質上の決算たらしむる行為にあると思うがどうか。

答 議会の決算報告の認定は、執行機関の行つた出納事務に対して団体意思を確定するための行為であるから、その審査は、概括的審査にとどまつてもさしつかえないが、個々の収入、支出の適否について具体的に審査することが適当である。

問四 決算認定のための議会の審査は、監査委員の決算監査についての意見を含めたものに対する総合的なものであつて、予算執行が適正に行われたか否か、公共の利益に合致して執行されたか否かを大局的に検討批判するにあると思う。従つて監査委員の監査が事務的に適正に行われたものと推量した場合には、議会の審査は事務的な監査にわたることはできないと思うがどうか。

答 三により承知された。

問五 決算審査にあたり、計算の正否、予算執行の適否、収入、支出の適法性等の審査をなすときに、その証拠書類の検閲が必要となつたとき、その必要限度において議会（委員会）は第九八条、第一〇〇条による議決なく書類等の提出を求め得るか。その必要限度は前項により限らるべきものであるか。

またその提出を求めることは、議会（委員会）において議員（委員）が単独でできるか。

答 前段、後段ともにできない。中段「必要限度」とは、一般的には議会では、決算の審査のために必要と認められる事項に限られるが、個々の事件について具体的に判断されたい。

問六 前項の必要限度の書類には、次のようなものを含むか。

1 旅費支出に対し出張目的を具体的に知るための用務を証明する書類、会議の通知書、復命書及び出張命令簿等の提出

2 修繕料支出の証拠書類の審査のため、その工事設計書、契約書の写等の提出

3 知事、議長等の交際費の用途について、その支出の内容を明確にする書類、殊に議長渡切費等についての内容を明確にする書類の提出

答 審査のために必要と認められる限り含まれるものと解するが、交際費の内容、渡切費の内容等経費の性質にかんがみ提出を求めることが適当でないものについ

ては、特別の配慮をすべきものと考えらる。

問七 第二四二条にいう証書類とは具体的に何であるか。

答 歳入簿、歳出簿等の会計簿冊、収支命令書及び収支命令の基礎となる契約書等の関係書類並びに支出証憑書類、決算内容の基礎となる書類及びその説明書類をいうものと解する。

問八 議会は決算審査にあたり、その審査の過程において書類の提出や、証人等の出頭証言を求める必要を生ずることを予想し、委員会付託と同時に第九八条、第一〇〇条の権限の委任を行うことはできないと思うがどうか。

答 議会において必要があると認める場合においては、委員会付託と同時に、委員会に委任することはさしつかえないものと解する。

問九 第九八条、第一〇〇条の調査権を付与された場合は、その事項の範囲において、書類の記録等、提出を求めることができることはもちろん、必要あるときは現地調査もできると解すべきか。

答 第九八条第一項の検査権には、現地調査を含まないが、第一〇〇条の調査権によれば、現地調査をすることができらる。

横領金の決算上の処理 (法二四四の二)

(昭和二八、四、二八自自行行発第一一二号)
神戸市監査事務局長宛 行政課長回答)

問一 昭和二十七年八月二十日自自行行発第一〇号をもつて静岡県総務部長宛一公金の範囲及び賠償責任について回答されました行政実例の趣旨からみて、次の場合における横領金は市の「公金（収入金）」と解して差支えありませんか。

1 市税徴収員（「吏員」の身分を保有する者はむしろ少く「臨時事務員」程度の者が多い。区役所収税課に所属、職制上明確な「区収入役」の補助職員とはなつていない）が督促集金して来た市税を横領費消した場合。

2 水道使用料、糞尿汲取手数料等の集金人、電車、バスの車掌、その他港湾、動物園、美術館等各種施設の現場職員（大部分「雇傭人」級のものであり、かつ職制上明確な収入役の補助職員とはなつていない）が、その取扱う徴収金を横領費消した場合。

3 教育委員会所管学校の授業料、入学選抜料等を取扱う職員（教員又は学校

事務職員で「事務吏員」「出納員」等には併任されていない。が、これらの徴収金を横領した場合。

4 前各項に掲げた徴収員、集金人、施設現場職員等から徴収現金の引継を受けた内勤職員（「吏員」又は「雇傭人」、区役所の収税課、水道局の業務課、交通局の運輸事務所あるいは各施設の所管課等、当該収入金の徴収担当部課の職員で職制上明確な収入役の補助職員とはなっていない。が、これを市金庫納入前に横領した場合。

二 門一が「公金」であるとすれば、横領金の決算上の措置は次の取扱によつてさしつかえないか。

- 1 横領金相当額を歳出の適当科目（たとえば諸支出金（款）、雑出（項）、諸費（目）、補償金及び補填金（節）、事故補填金（細節））から当該収入科目に振替補填して「収入済」として処理する。
- 2 横領者本人、その他からの賠償金は歳入の雑収入（款）、雑入（項）、雑入（目）に「事故補填金償還金」（節）を設けて収入する。

答一 1、2、3、4ともに公金と解すべきである。

二 設問の趣旨が明らかでないが、当該年度の決算においては、横領金額を収入済額として、当該収入科目備考欄（収入科目が明らかでない場合は収入総計欄の備考に一括して）に盗難の旨明示しておけばよいが、翌年度以降においては、盗難金額の補填があれば、2により収入し、1により過年度分として処理すべきものと解される。

過年度の違法支出（法二四四の二）

（昭和二七、一〇、六自行車発第七四号）
徳島県監査委員宛 行政課長回答

問 監査の結果、違法な支出が法の改正当時（昭和二十三年）迄過つて発見された場合、普通地方公共団体の長は如何なる措置を講ずればよろしいか、これを救済する手段があれば教示ねがいたい。

答 既に過年度の決算が監査委員の審査に付され、議会の認定を受けた以上は、長は歳入歳出予算又は決算上何らこれを矯正する方法はない。しかしながら違法な支出により団体が蒙つた損害額があれば、過年度分といえども補填措置を講ずる

必要があり、昭和二十五年五月四日以前においては民法の規定により、それ以後においては地方自治法第二四四条の二の規定により損害を賠償せしめなければならないものと解する。

歳入歳出決算書の記載方（法二四五）

（昭和二九、八、一九自行車第一四二号）
山形県出納長宛 行政課長回答

問 施行規則別記地方公共団体歳入歳出決算様式中、歳出の備考一科目及び説明欄目は予算と同一区分によらなければならないとあるが、予算の節に附記がある場合、決算書様式附記欄に予算様式各目明細の附記欄と同一区分により記載すべきか、また、区分は節までとし、附記欄には備考三により流用事項等の参考事項程度を記載すべきか。

答 後段お見込のとおり。

歳入歳出予算及び決算の様式（法二四五）

（昭和二七、一一、五自行車第一〇六号）
福島県総務部長宛 行政課長回答

問一 施行規則第一四条別表の「地方公共団体歳入歳出予算様式」中の「前年度予算額」については、「前年度当初予算額」と「前年度現計予算額」との二説があるが、いずれが正当であるか。

二 施行規則様式の「地方公共団体歳入歳出決算様式」中歳出「翌年度繰越額」は、当該年度における支出残額中の翌年度予算に追加予算として計上する予定のものを記載するものと解してよいか。

答一 「前年度当初予算額」を記入するのが適当と解する。
二 継続費繰越額及び翌年度追加予算額の合計を記載する。

事故による決算上の処理 (法二四五)

(昭和三〇、四、二七自丁行発第七五号)
福島県出納長宛 行政課長回答)

問

支払命令に基かないで出納員が勝手に金券を発行し、その公金を横領費消した場合、支払の証拠書類である債主の請求書、受領証がなく決算上支出にたてることができないので現金不足となり、当該年度の収支残高と現金残高が不符となるが、その場合の決算上の措置は、次のいずれの方法によるべきか。

一 横領金相当額を歳出予算(事故補填金のごとき)に計上し支出して(現金の支出は行わない。)現金との不符をきたさないようにする。

二 決算の支出額は横領金を含まない額を計上し、最後の歳入歳出差引剰余金何程と記入した後に横領事故による金何程現金不足と明記することとし、次年度以降において、本人からの弁償があつたとき又は欠損処分が決定したとき、それぞれ処置を講ずることとしてよいか。

答

三 前号の場合、収支残高不足で翌年度歳入繰上充用を行うときは、横領による現金不足額を加算して繰上充用を行うこととなるか。

決算認定後の誤びゆう発見について (法二四五)

(自治春秋 昭和三一、九)

問

一般会計の決算を市議会において認定した後、当該決算内容に誤びゆうが発見された。その結果決算金額に異動を生じる場合、収入役は決算の内容を修正して市長に提出し、市長は再度市議会の認定に付すべきものと考えられるかどうか。

なお、この認定にあつて、監査委員の再審査を必要とするかどうか。

答

右の二件について御教示願いたい。(岡山県総務市 岩左信夫)

決算の認定が終つた後に誤びゆうが発見されたときに関しては法に何等の規定もありませんので専ら解釈に俟つ他はありませんが、当該誤びゆうが些少なものであつたならば、正誤表のごとき体裁のものを作成し、次の議会において議員に配付し、一応の説明をして了承を求める程度の取扱で差支えないものと思われま

す。この程度のものであれば監査委員の再審査というように大げさに取扱うまでもなく、議会の前に監査委員に対して了承を求める位の取扱でよいでしょう。

ただ当該誤びゆうがきはめて重大なものであり、決算認定の根本問題にまで触れる程度であるならば、前の手続は誤であつた旨を報告すると共に、もう一度始めから決算の認定の手続をやりなおすのが妥当と考えます。

公益質屋費における決算 (法二四五)

(昭和二八、七、三〇自丁行発第二四一号)
徳島県総務部長宛 行政課長回答)

問

特別会計公益質屋費において出納閉鎖期末に償還金(歳入)が貸付金(歳出)に不足し決算上赤字になるので、この決算上の措置として次のいずれが適法か。

一 翌年度歳入から繰上充用をし、未償還元金は収入未済額として決算する。

二 保管している質物を換金して翌年度繰り越し、翌年度歳出から償還金収入として受け入れ決算する。(この場合、未償還元金は翌年度において改めて貸付したことになる。なお、剰余金(繰越金)が生ずる。)

三 保管質物を振替し、翌年度歳出から振替金を受け入れ決算する。(この場合は剰余金(繰越金)が生ずる。)

答

一 お見込のとおり。

市税の誤賦課が決算認定後において発見された場合の処理 (法二四五)

(昭和三二、一〇、一五自丁行発第一七一号)
秋田県総務部長宛 行政課長回答)

問

本市において決算認定後収入未済額として繰越された市税がその後本人の申立により調査した結果、明らかに誤賦課であつた事が判明した。右の場合当該繰越額の処理は次の何れかの方法により処理されるべきものと考えられるかどうか。

一 納税義務者が地方税法に定められている期間内において異議の申立をしてお

らないので、本繰越税額はたとえ誤賦課であつたとしても納入の義務を免れない。

二 当該未納額は一応全額納付して後日歳出賠償及び償還より払戻の手續を執り当該誤納金を払戻する。

三 当該未納額についてその事由を附して減免の手續を準用し処理する。但し、この場合、議会の議決を経ることは当然である。

四 当該未納額について滞納処分執行停止決議をなし、時効の完成をまつて処理する。

答 市税を錯誤により賦課し、当該賦課額を未納のまま繰越した場合には、納税義務者に対する賦課処分を取消し又は更正するとともに、前年度滞納分として処置された調定額及び現年度歳入予算に計上された当該税目の滞納繰越分を減額更正すべきものである。

決算報告の再認定 (法二四二)

(昭和二八、七、七自自行発第二二一号)
 (福島県総務部長宛 行政課長回答)

問 第二四二条第二項の規定により、決算報告を議会の認定に付しその議決を経た後、当該決算内容に誤謬があり、その結果決算金額に異動を生ずる場合、市町区長は、決算報告の内容を修正した上、再び議会の認定に付することができるものと解してよいか。

答 お見込のとおり。

北海道議会常任委員会委員名簿

(昭和32・12・24現在)
 (○は委員長、△は副委員長)

総務委員 (十三名)	堀重平 (社)	天谷平信 (協)
伊藤作一 (自)	井口弘み (社)	
西野吉一 (自)	塚田庄平 (社)	
△泉谷順治 (自)	岡林欲喜 (社)	
大久保和男 (自)	○森川清 (社)	
林謙二 (自)		
厚生委員 (十一名)	太田益夫 (社)	
深山和樹 (自)	高田治郎 (社)	
小島巖 (社)	井川伊平 (自)	
宮津恂太郎 (自)	○吉田定次郎 (自)	
中山信一郎 (自)	宮本仙松 (協)	
△橋本清次郎 (社)		
和平方治 (社)		
商工労働委員 (十一名)	新川輝隆 (社)	
松尾三良 (自)	山内広 (社)	
中野与作 (社)	○大島三郎 (自)	
高橋源次郎 (自)	宮坂寿美雄 (自)	
山本英一 (自)	秋山孝太郎 (協)	
△村本政信 (社)		
鈴木本源重 (社)		
農務委員 (十一名)	△坂野下豊夫 (社)	
浦谷利男 (自)		
道下美作 (社)		

建設委員 (十三名)
 ○ 二瓶榮吾 (協)
 橋本正吾 (社)
 舟木侃 (社)
 杉本榮一 (自)

農地開拓委員 (十一名)
 △ 高橋石利雄 (社)
 大石利雄 (社)
 児見山増夫 (社)
 黒松秀夫 (協)
 西島順三 (自)
 糸川常一 (自)
 川口常一 (自)
 糸川章夫 (社)
 増田信一 (社)
 津川直毅 (社)
 堀田毅 (自)
 宮北三七郎 (社)
 ○ 笠井幸衛 (社)

水産委員 (十一名)
 △ 麻里三 (自)
 阿部英一 (自)
 黒沢与衛作 (社)
 岡田義雄 (社)
 川村清一 (社)
 川瀬徳三郎 (協)

文教林務委員 (十二名)
 佐野衛 (社)
 五藤義正 (社)
 山元ヨ (自)
 福島新太郎 (自)

児久間貞江 (自)
 佐玉由一 (自)
 田余吉 (自)
 袴田吉 (自)

○ 中々木利雄 (自)
 斎藤正志 (社)
 窪田長松 (社)
 遠藤英吉 (社)
 本多吉江 (自)

△ 高橋辰男 (社)
 朝川清吉 (協)
 西川祐満 (自)
 △ 徳田留吉 (自)
 岩田留吉 (自)
 (欠員一名)

○ 沖野政雄 (自)
 時田政次郎 (社)
 井野正揮 (社)
 松平武一 (自)
 川端元治 (自)

△ 伊藤弘 (自)
 岩本藤一 (自)
 大沢重太郎 (自)
 △ 大竹幸次郎 (協)

○ 波部勇雄 (社)
 河野辰男 (社)

北海道議会特別委員会委員名簿

(昭和32・12・24現在)
 (○は委員長、△は副委員長)

総合開発特別委員 (十七名)

○ 伊藤清一 (自)
 川村清一 (社)
 大石利雄 (社)
 増田信一 (社)
 道下美作 (自)
 深山和園 (自)
 深田和園 (自)

△ 井口丞み (社)
 塚田庄平 (社)
 新川輝隆 (社)
 太田益夫 (社)
 朝日昇 (協)
 岩田留吉 (自)
 本多吉江 (自)
 秋山孝太郎 (協)

○ 安達徳太郎 (無)
 中野定敏 (社)



圖書室だより

官公庁・その他よりの受贈圖書

図 書 名	受 贈 先
レファレンス 八十二号	調査立法考査局
図書月報 九号	会計検査院
資料目録 三十一年一〜十二月	経済企画庁
条約集 二十〜三十五号	外務省
政策月報 十号	自由民主党
教育委員会月報 八十五号	文 部 省
教育統計 四十九号	同
小中学校長期欠席児童生徒調査 三十二年	同
文部広報 一九二、一九五号	同
文部統計速報 八十三号	同
教科書研究要録 一集	同
三十一年学校調査報告書 九〜十三号	同
文部省第八十三年報	同
ユネスコとその事業計画	同
ユネスコとは何か	同
ユネスコ要覧	同
食糧と人口	同
現代の社会緊張	同
厚生広報 二十、二十一号	同
厚生 十一号	同
法制局意見年報 三十一年	法 制 局
資料月報 十号	統 計 局
読書春秋 十、十一号	国会図書館

洋書速報 三十八号	国会図書館
国会図書館公報 九号	同
納本週報 三十九〜四十三号	同
通信文化新報 一二八七〜一一九五号	郵 政 省
郵 政 十一号	同
簡保みちのく 一四六号	同
大阪郵政統計月報 十号	同
施 設 十号	電 々 公 社
業務研究 十号	同
法律雑誌記事索引 九十号	最高裁判所
週刊労働 六二一〜六二三号	勞 働 省
図書館だより 九号	海 上 保 安 庁
海上保安統計月報 七号	同
海上保安庁公報 三八八〜三九二号	同
農林図書資料月報 九号	農 林 省
森林防疫ニュース 九、十号	同
水産時報 十、十一号	同
林業新知識 四十八、四十九号	同
林野時報 十号	同
林業試験場研究報告 一〇三号	同
第七十登記統計年報 三十一年	法 務 省
第八十三檢察統計年報 三十一年	同
百貨店販売統計月報 八号	通 産 省
出荷在庫統計速報 八号	同
鉄鋼販売統計月報 八号	同
コークス統計月報 八号	同
紙・パルプ統計月報 八号	同
纖維統計月報 八号	同

昭和三十三年一月二十日発行
北海道議会時報 (第十卷第一号)
 編集 北海道議会事務局調査課
 発行 北海道議会事務局

十二月のメモ

- 1 ○札幌、東京、仙台間に即時通話開通。
- 2 ○日本海沿岸地方に大雪。
- 3 ○北鮮密輸団に一せい手入れ。
- 4 ○警察首脳会議でジラードを控訴しないことに決定。
- 5 ○日ソ通商交渉窓口一本化問題について両国間の合意成立、六日に調印。
- 6 ○政府、門脇大使に安全採葉交渉開始の中入れを訓令。
- 7 ○北教組、学大生ら勤務評定反対職場抗議集会開く。
- 8 ○通産省、戦後初の産業合理化白書を発表。
- 9 ○日ソ通商条約、支払協定、付属文書に調印。
- 10 ○米、人工衛生の打上げに失敗。
- 11 ○李徳全女史ら中国紅十字代表団一行十三名来日。
- 12 ○農林省、早場米地帯実収予想高を発表。
- 13 ○第二回日ソ漁業委代表団顔ぶれ内定。
- 14 ○日本アラビヤ石油会社、サウジアラビアと石油利権協定に調印。
- 15 ○アルゼンチンで旅客機墜落、六十二名全員死亡。
- 16 ○岸首相、東南ア訪問から帰国。
- 17 ○李徳全女史ら中国紅十字一行十三名来道。
- 18 ○政府、インドネシア賠償の覚書発表。
- 19 ○道警、大阪・兵庫・山口各府県警等の協力の下に北鮮調報機関に手入れ、組織員五名を逮捕。
- 20 ○道職員等の年末手当十八割で妥結。
- 21 ○道開発第二次五カ年計画の閣議片最終案決る。
- 22 ○札幌方面本部で街グニの一斎狩込み、五十二人逮捕。
- 23 ○第四回定例道議会開く。
- 24 ○インドネシア政府、インドネシア諸島間の海域は全部領海と宣言。
- 25 ○道開発審議会は道総合開発第二次五カ年計画案を答申。
- 26 ○厚生省「厚生白書」を発表。
- 27 ○米英両国、東西会談を拒否することに意見一致。
- 28 ○NATO首脳会議開く。(パリ、十九日閉会)
- 29 ○北信連新会長に嵯山余吉氏決定。
- 30 ○米、ICBM「アトラス」発射に成功。
- 31 ○NATO会議閣僚合同会議、米提案を原則的に受諾。(ミサイル基地を認む)
- 32 ○ソ連極東部長、安全採葉、樺太引揚を善処、貝殻島点灯は六月以降と表明。
- 33 ○ソ連政府「樺太残留日本人送還」を通告。
- 34 ○第二十八回通常国会開く。
- 35 ○畜大議長に出所哲太郎氏選任さる。
- 36 ○日教組第十六回臨時大会「勤評」阻止に非常事態宣言。
- 37 ○第四回定例道議会閉会。
- 38 ○警察庁「犯罪白書」発表。
- 39 ○ソ連駐米大使更迭、新大使M.A.メンシコフ氏。
- 40 ○農林省、本年度米の全国推定実収高を発表。(七千六百四十二万石)
- 41 ○石炭審議会は標準炭価を通産省案(トン当り四千二百二円)通り可決。
- 42 ○閣議片、北海道開発第二次五カ年計画を内決。(総額六千六百億)
- 43 ○道選管委、十二月二十日現在基本選挙人二百五十五万一千五百六十九人と発表。
- 44 ○A・A諸国民会議開かる。(カイロで一週間)
- 45 ○三十三年国有財産白書。(二兆三百億)
- 46 ○経済企画庁、三十二年の経済動向発表。
- 47 ○砂山重政自民党総務会長死亡。
- 48 ○北海道開発第二次計画閣議決定。
- 49 ○対インドネシア船舶貸与基本協定に調印。
- 50 ○日タイ新貿易取決め調印。
- 51 ○米原子力委、ソ連はシベリアで核実験を行つたと発表。
- 52 ○厚生省、人口動態白書を発表。
- 53 ○閣議で日韓抑留者相互釈放に関する取決め等について正式承認。
- 54 ○自民党総務会長に佐藤栄作氏決定。
- 55 ○日韓抑留者相互釈放と日韓本案談の再開取決めの覚書に調印。
- 56 ○日本戦犯再審査権の日本政府への委譲についてア大統領署名。
- 57 ○厚生・外務両省、一月帰国する樺太地区引揚者千二百二十二人の名簿を発表。